

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 明治十八年・小笠原島兇徒聚衆事件裁判考                                                                                                                                                                                               |
| Sub Title        | A study on the trial of the riot in the Bonin Island, 1885                                                                                                                                                        |
| Author           | 手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)                                                                                                                                                                                             |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学会                                                                                                                                                                                                         |
| Publication year | 1988                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.8 (1988. 8) ,p.1- 43                                                                                                                        |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 論説                                                                                                                                                                                                                |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880828-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880828-0001</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 明治十八年・小笠原島兇徒聚衆事件裁判考

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 小笠原島における当時の裁判、警察機構と、監獄
- 三 事件の概況
- 四 裁判の経過と、その結末
- 五 むすび

## 一 はしがき

明治十八年四月、絶海の孤島で且つ人口も僅少であった小笠原島において、兇徒聚衆事件が発生した。当時の小笠原島は、正規の裁判所も警察署も存在せず、東京府出張所がそれらを全て兼ねている行政、司法機関であったから、この事件はそうした他に類例をみない特異な場所で惹起した注目すべき騒擾事件である。

さらにまた、この事件の裁判では、島から東京へ送られた主犯八名は、東京重罪裁判所で全員有罪、服罪者一名をのぞき他の七名は上告、大審院から移送された横浜重罪裁判所では、検察官の公訴権抛棄により、全員無罪となっている。他方、島の東京府出張所で開かれた軽罪裁判所の審理で、罰金、科料に処せられた附和随行犯三十九名は、後に詳述するごとく主犯の無罪に刺激され、直に再審を請求、これが却下されたため、非常上告の機会が失われ、結局、第一審に服罪して牢死した主犯一名と共に、明治二十二年憲法発布の際の大赦令によって赦免となった。当時の兇徒聚衆事件の裁判が、このような経過を辿ったこと、とくに主犯が無罪になったのは、かなり珍らしく、その点からも、この事件は明治の裁判史において異色のケースの一つとみていい。

この事件に最初にふれた文献は、私の知る限りでは明治二十一年一月出版の磯村貞吉著「小笠原島要覧」である。同書は事件の経過を淡々と約二頁に亘って述べ、横浜重罪裁判所の無罪判決にもふれ「遂に多年の冤枉を雪ぎ白日青天の身となれり是畢竟公正たる法官が明断の致す所なり」と述べている。<sup>(1)</sup>無罪判決をふまえて書かれたためか、東京府出張所へ強訴したと云うような状況は全く述べていない。

同年七月、小笠原島庁が編さんした「小笠原島誌纂」も、約二頁半に亘って事件を紹介しており、そこでも結局事件が無罪になったことを述べている。<sup>(2)</sup>同書が、磯村氏の前掲書を参照していることはたしかと思われるが、しかし、その記事をそのまま踏襲しているわけではない。

明治三十九年十一月、小笠原道庁の依頼により山方石之助氏によって編さん出版された「小笠原島志」は、前述の「小笠原島誌纂」<sup>(3)</sup>を全般的に敷衍、増補したものであるが、約二頁に亘る事件関係の記述についても、若干の加筆が行われている。<sup>(4)</sup>

前述の著書とは別に、明治二十六年編さんの「警視庁史稿」巻之一には、僅か数行ではあるが、この事件を紹介する記事がある、その中には、後述のごとき注目すべき指摘をふくんでいた。<sup>(4)</sup>この記事は、大正十三年八月発行の「自

警・警視庁創設五十周年記念号」の「警視庁雜纂」の項にそのまま引用されている。<sup>(5)</sup>

さらに昭和三十四年出版の「警視庁史」明治編には「小笠原島民事件」として、この事件に関する記事を一頁余に亘って載せているが、どうしたことか事件を「明治十五年四月」とする誤りがみられる。<sup>(6)</sup>

このように、この小笠原島兇徒聚衆事件については、すでに事件直後からそれを紹介した文献がなくはないが、いずれも比較的簡単な記事であって、とくに事件を細かく考証したものではない。<sup>(7)</sup>この事件をもっとも詳細に考察した文献の嚆矢は、私の知る限りでは、昭和四十七年の「展望」九月号に発表された松本健一氏の「小笠原島コミュニケーション論——小笠原島兇徒嘯集事件について——」である。<sup>(8)</sup>この一文は同年末に発行された同氏の「孤島コミュニケーション」に収録された。<sup>(9)</sup>

松本氏は、当時の新聞報道あるいは国会図書館所蔵文書などをかなり丹念に渉猟して事件を考察しておられる。しかし、同氏は法律家ではないためか、法律問題にふれた部分にはかなりの誤解もあり、またその他の点でも、かなり恣意的な解釈を行っておられるように思われるところがなくはない。したがって私としては、同氏の見解には、後述のごとく全部が全部賛成することはできないのである。なお、松本氏の研究で、この事件を知られた作家の青山光二氏は「落日と綺羅の入江と」の中で、この事件に若干論及されている。<sup>(10)</sup>

本稿は、この兇徒聚衆事件の裁判の過程を、出来る限り詳細に考察することを目的とする。史料の蒐集も十分でない未熟な論考ではあるが、大方の御示教が得られれば幸である。

(1) 磯村貞吉「小笠原島要覧」・明治二十一年・一七七頁―一八八頁。

(2) 小笠原島庁編「小笠原島誌纂」・明治二十一年・一〇三頁―一〇五頁。この書物は、当時の島司小野田元熙の調査、編さんによるものという(小野田正一「小野田元熙」・昭和四十四年・一一六頁)。

(3) 山方石之助「小笠原島志」・明治三十九年・二二六頁―二二八頁。

(4) 「警視庁史稿」巻之一・明治二十六年・四四八頁。

- (5) 「警視庁雑纂」・「自警・警視庁創立五十年記念号」・大正十三年八月号・三四頁―三五頁。
- (6) 「警視庁史・明治篇」・昭和三十四年・一八七頁―一八八頁。
- (7) 昭和四十二年出版の青木虹二「明治農民騷擾の年次的研究」年表八〇頁にも、事件の存在が東京日日新聞の記事を典拠として掲載されている。
- (8) 松本健一「小笠原島コミュニケーション論——小笠原島兇徒囂集事件について——」・「展望」昭和四十七年第九号・一二六頁以下。
- (9) 松本健一「孤島コミュニケーション論」・昭和四十七年・一五一頁以下。
- (10) 青山光二「母なる海の声」・昭和六十二年・二二二頁―二二四頁。

## 二 小笠原島における当時の裁判、警察機構と、監獄

小笠原を管轄する行政機関は、明治九年三月十日、島の事務を内務省の所屬と定め、省内に小笠原島事務所が設けられたのに端を発し、七月三十一日に設置が決定した小笠原島内務省出張所が、その嚆矢である。<sup>(1)</sup>そして翌八月十日以降十月までの間に、出張所長の内務権少丞小花作助以下十七名の在勤官員が任命され、彼等は十二月二十二日に東京を出発、三十一日に島に到着、父島扇浦に出張所を開設した。<sup>(2)</sup>

それより先き明治九年十月、内務卿大久保利通より下付された小笠原内務省出張所職制並事務章程によると、その所管事務の中には、警察並に民刑事の裁判に関する事項はみあたらない。<sup>(4)</sup>その頃の島の住民は日本人二名、外国人六十九名、合計七十一名にすぎず、<sup>(5)</sup>そうした必要がなかったものと思われる。

その後ち約一年十ヵ月を経た明治十一年十月、漸く警察、裁判に関する権限が、太政官から小笠原島内務省出張所に与えられた。<sup>(6)</sup>次の通りである。

内務省へ達 十一年十月二十八日

小笠原島其省出張所へ自今島内裁判事務及警察事務ヲ被附候条此旨相達候事

内務権少書記官小花作助へ達

今般内務省へ別紙ノ通相達候ニ付テハ在勤中判事兼任ノ心得ヲ以テ島内裁判事務取扱被仰付候事

司法省へ達

今般小笠原島々内裁判事務ノ儀ニ付内務省其外へ別紙之通相達候条此旨可相心得事

こうした措置を求めた十一年十一月十八日付の内務省上申によると「小笠原島ノ儀追々居留ノ人員増加致シ付テハ口論闘争等ノ儀往々有之取締向甚差支候間同地ニ有之当省出張所へ裁判及警察事務ヲ被附候様致度云々」と述べている<sup>(8)</sup>。内務省出張所は島への移住を奨励するため、十年十一月七日「移住民給与規則」を定めて、移住者に物的援助を与えたため、逐次住民が増加していた<sup>(9)</sup>。それがため警察、裁判事務が緊急の必要に迫られたのであろう。とくに小花権少書記官は、日本国籍をもたない原住民の取扱いについて、細かい指示を司法省に求めている<sup>(10)</sup>。しかし、実際にどのような裁判が行われたかは明らかでない。

また、警察については、十一年十二月三日、内務省出張所警察事務巡視条例が定められた<sup>(12)</sup>。しかし、格別に警部、巡查を置いたわけではなく、一般職員が警察事務を担当したのである<sup>(13)</sup>。そして十二年一月には東京府違式註違条目の抜粹を島内に掲示、また同年七月には売淫取締などの警察活動を行った<sup>(14)</sup>。

明治十三年十月、内務省出張所が島から撤退し、東京府がその跡を引きつぐことになった<sup>(15)</sup>。裁判、警察の権限も当然に東京府出張所が承継した。まず裁判事務については、次の通りである<sup>(16)</sup>。

司法省ヨリ在小笠原島内務権少書記官小花作助へ達 十三年十月二十八日

今般小笠原島ヲ東京府ノ管轄ニ属セラレ候ニ付テハ島内裁判事務ノ儀当分東京府出張所ハ致委任候条該事務同府出張ノ吏員ヘ可引渡此旨相達候事

司法省ヨリ東京府ヘ達 十三年十月二十八日

小笠原島裁判事務ノ儀当分其府出張所ヘ委任候条内務省権少書記官小花作助ヨリ該事務可引受候ト可相心得事

司法省ヨリ在小笠原東京府一等属兼判事補藤森図高ヘ達 十三年十月二十八日

小笠原島裁判事務ノ儀ニ付本日別紙ノ通り東京府ヘ相達候条曾テ内務省権少書記官小花作助ヘ及指令置候通相心得事務可取扱此旨相達候事

司法省ヨリ大審院東京上等裁判所ヘ達 十三年十月二十八日

今般小笠原島ヲ東京府ノ管轄ニ属セラレ候就テハ東京府及同府一等属判事補藤森図高ヘ別紙ノ通相達候条此旨可相心得事

藤森は、内務省十等出仕として、明治九年十月、内務省出張所設立当初から在勤していたが、東京府出張所設立に際し、内務省から東京府の職員に転じて、出張所長に就任したものである。彼は内務省時代から英語の通訳を兼ねていたから、その特技が買われて東京府へ招かれたのであろう。なお、藤森が判事補を兼任した年月日は明らかでないが、前述の十一年十一月、内務省出張所に裁判の権限が与えられた時であったと思われる。<sup>(19)</sup>

「司法沿革誌」の明治十四年四月十二日の条に「小笠原島在勤東京府官吏ニ判事補ヲ兼ネシメ付スルニ始審裁判所ノ権限ヲ以テス」という記事がある。<sup>(20)</sup>これは、翌十五年から治罪法が施行され、大巾な裁判制度の変革が予定されていたが、小笠原島については現状維持をつづけることが、司法省内で確認されたことを示すものであろう。

因みに藤森は明治十四年六月に島で病死、同年八月、その後任に東京府準奏任御用掛南貞助が任命された。<sup>(21)(22)</sup>

次に警察については、前述の明治十三年十月、東京府出張所設立の際、太政官より内務省、東京府へ次のごとく通達された。<sup>(23)</sup>

内務省へ達 十三年十月二十六日

小笠原島警察事務ノ儀別紙ノ通東京府へ相達候条此旨相達候事

東京府へ達 十三年十月二十六日

小笠原島警察事務自今其府へ被付候条此旨相達候事

この通達にもとづき、東京府は次のごとく布達した。

東京府布達<sup>(24)</sup> 十三年十月二十八日  
甲第一三三号

小笠原島警察事務自今当府へ被付候条此旨布達候事

東京府布達<sup>(25)</sup> 十三年十月二十八日  
甲第一三四号

小笠原島へ当府出張所ヲ設ケ該島一切ノ事務ヲ取扱且警察事務ノ義ハ警部巡查ヲ置カス出張吏員ヲシテ為取扱候条此旨布達候事

すなわち、内務省出張所時代と同様に警察官は置かず、出張所の一般職員が警察事務を担当したのである。

明治十五年一月一日、あらたに刑法、治罪法が施行された。前にも一言したごとく、治罪法によって裁判制度は機構、手続共に一新することになった。しかし、小笠原島に限っては現状維持の方針が確認されていたことは、前に述べた。そこで、治罪法施行に先立つ十四年十月、次のような太政官布告が出された。<sup>(26)</sup>

布告 十四年十月七日  
第五六号

小笠原島裁判事務当分東京府出張所ニテ治安裁判所<sup>即チ違審</sup>始審裁判所<sup>即チ輕罪</sup>権限ヲ以テ裁判セシメ民事控訴及重罪裁判ハ東京控訴裁判所ノ管轄ト相定メ明治十五年一月一日ヨリ施行候条此旨布告候事

但該島ニ於テ治罪ノ手続ハ適宜取扱フヘシ

すなわち東京府出張所は、新しい明治十五年刑法の違警罪及び軽罪についての裁判権を有したが、その治罪手続はかならずしも治罪法の規定によらない例外がみとめられたのである。

翌十五年には、原住の外国人もすべて日本に帰化し、また移住者も逐次増加し、十八年一月一日現在の島の人口は、帰化人をふくみ五三一人に達した<sup>(27)</sup>。したがってその頃、小笠原出張所において民刑事の裁判が行われた公算もあるが、残念ながら私はそのことにふれた文献に接しない。

明治十八年四月、事件勃発当時、司法省の裁判職員を兼任していた出張所職員は、判事補が四等属河出良二、司法省十六等出仕が九等属の石垣永助と中島蘆州、十七等出仕が十等属喜多悦蔵であった<sup>(28)</sup>。

警察については、その事務を東京府が内務省から引きついで以後の状況について、残念ながら詳しい状況は不明であるが、出張所職員の中から特定の者が若干名「警察掛」<sup>(29)</sup>に任命されて居り、それらの者が勤務する警察署および分署と称する役所も設置されていたようである<sup>(30)</sup>。

監獄については、明治十一年十月、小笠原島内務省出張所が置かれた際、その必要がみとめられ、扇浦に新築して番人を置き、その後、東京府がそれを引き継いだ<sup>(31)</sup>が、十五年、東京府出張所が扇浦から大村へ移った際、大村へ移して新築、十七年七月に落成したという<sup>(32)</sup>が、きわめて不完全なものであったと推察される<sup>(33)</sup>。

明治十八年当時の小笠原島における裁判機構、警察、監獄の状況は、以上に述べた通りである。小笠原島兇徒聚衆事件は、このように監獄だけは設けられていたが、専任の裁判官も警察官も置かれていないきわめて特殊な場所で発生した騒乱事件であった。

(1)(2) 山方・前掲「小笠原島志」・二一七頁—二一九頁。

(3) 山方・前掲書・二二三頁。

(4) 山方・前掲書・二二〇頁以下。

- (5) 山方・前掲書・三六八頁。
- (6) 「法規分類大全」14・官職門(5)・四〇二頁。
- (7) 明治十年一月十一日・太政官達第三号により、内務権少丞は内務権少書記官と、官名が変更した。  
註6に同じ。
- (8) 山方・前掲「小笠原島志」・三四四頁以下。
- (9) 明治十一年現在で、日本人一四七名、外国人六六名、合計二二三名に達している(山方・前掲書・三六八頁)。
- (10) 前掲「法規分類大全」14・四〇三頁以下。
- (11) 山方・前掲「小笠原島志」・三九八頁。この条例の内容は、明らかでない。
- (12) このことは、後に警察事務を内務省出張所から東京府出張所へ引継ぐことの可否を審議した太政官内務部の議案に「従前内務省所轄中モ別ニ巡查ヲ派出セシ儀モ無之ニ付総テノ取締等ハ適宜地方官ニ御委任相成云々」と述べていることから判明する(「法規分類大全」27・警察門・二〇七頁)。
- (13) 山方・前掲「小笠原島志」・三九八頁。
- (14) 山方・前掲書・二二四頁。これより先、移住による金品受領のみを目的とする無頼の渡航者が続出したため、明治十二年七月十日・内務省達甲第一〇号で「移住寄留」が差止められた。その後、十四年三月十日・東京府甲第三五号達で「一時渡航」がみとめられ、さらに十六年一月二十日・太政官達第一号で「移住寄留差止」が全般的に解除された。
- (15) 前掲「法規分類大全」14・四一四頁―四一五頁。
- (16) 山方・前掲「小笠原島志」・二二七頁。
- (17) 山方・前掲書・二二三頁。藤森図高は旧盛岡藩士、明治三年、華頂宮博経親王に随行して渡米の経歴があるから「藤森図高の碑」・小野田元熙「小笠原巡回略記」・明治十八年・一八頁および磯村・前掲「小笠原島要覧」・一一五頁、英語に通じていたのであろう。英語を日常語とする原住民の居る小笠原島では、英語の通訳は絶対に必要であった。
- (18) 明治十三年九月「官員録」によると、権少書記官の小花は兼判事、二等属の藤森は兼判事補、七等属の折井正和も兼判事補となっている(四八枚裏、一八五枚裏)。それ以前の兼任の状況は確認できない。なお、藤森が十等出仕から二等属に転じた年月日も明らかでない。
- (19) 「司法沿革誌」・昭和十四年・五五頁。
- (20) 山方・前掲「小笠原島志」・二二五頁。

(22) 南貞助は山口県人、慶応元年から三年間英国に留学、さらに明治三年、東伏見宮嘉彰親王（後に小松宮彰仁親王）に随行して渡英、ロンドンの銀行業ブルース兄弟商会の取締役となり、明治六年、英国人妻を連れて帰国した（「廢藩以前旧長州藩人の洋行者」・「防長史談会雑誌」第一巻六号・明治四十三年・七一頁、石附実「近代日本の海外留学史」・昭和四十七年・三三五頁、「海を越えた日本人名辞典」・昭和六十年・五六六頁、吉田八岑「明治考証事典」・昭和五十年・三四頁）。彼は国際結婚第一号であったが、明治十六年に離婚したという（前掲「明治考証事典」・三五頁）。彼が外国人妻を同伴して小笠原へ赴任したのかどうか、また彼の東京府御用掛に就任年月日などについて、私は全く知るところがない。

(23) (24) 前掲「法規分類大全」27・二〇七頁。

(25) 小笠原島庁編「小笠原島制規類聚」・明治二十一年・七四頁。

(26) 前掲「法規分類大全」14・四一九頁―四二〇頁。

(27) 山方・前掲「小笠原島志」・三六八頁。

(28) 明治十八年月不詳「官員録」・二三八枚裏。出仕は書記役であったと思われる。

(29) 山方・前掲「小笠原島志」・三九八頁。第一審判決および大審院判決の中にも「警察掛」という言葉がみえている（本稿二四頁、二八頁・参照）。

(30) 山方・前掲書に「七月五日（明治十八年）手塚註 従来の警察署及分署を改廃し名称を左の如く更定す。大村警察署、大村警察属浦分署、大村警察沖村分署」（三九九頁）という記事がある。このことから推測するに、十八年七月以前、その場所についての名称は明らかでないが、すでに警察署、分署と称した役所が存在していたものと思われる。本文に引用した公訴状にも「警察署」という字句がみえているから（本稿一五頁・参照）、この推測は確実と思われる。

(31) 山方・前掲書・四〇四頁―四〇五頁。

(32) 明治三十年四月、島司阿利孝太郎より東京府知事久我通久宛の上申書に「父島監獄署は仮設にして男女の監房を設けず既未決年令等に依り監房を区分せず外柵の設けなく四周何れよりも容易に獄内を窺ふを得べく実に不完備を極むる」と述べている（山方・前掲書・二六五頁）。

### 三 事件の概況

この事件の発生は、明治十八年四月八日のことであるが、事件の内容が公文書に現われたのは、同年六月十一日・官報に掲載された東京府出張所よりの報告が最初であった。次の通りである。<sup>(1)</sup>（句読点・手塚）

○去ル四月八日、吉野善之、斎藤駿、川島卯八、山崎太平、北川西之助等総代トナリ、人民凡ソ六七拾人、小笠原海岸ニ集合シ、同島出張所ニ至リ同島會議所創立以來ノ出納ニ関スル一切ノ帳簿借覽ノ儀ヲ願出タルニ付キ、出張所ハ直ニ是迄取扱ヒ来リタル會議出納帳簿及蓄儲金穀會議所建築寄附金ノ出納簿等ヲ右等総代ニ披閱セシメタル後、右等総代ハ扇浦ニ引取リタルニ俄然竹法螺ヲ鳴シ人民ヲ召集セシカハ、七八拾人忽チ群衆シ終ニ押送船式艘ニ乘リ食糧ヲ蓄ヘ清瀬ニ上陸シ、再ヒ右総代五名會議所議長ヘ諸帳簿取調方ヲ申入ルニ付キ、仮ニ小学校ニ會シテ其計算方ヲ取計ハシメタルニ、薄暮ニ至テ一度退散セシカ、午後十時頃、右総代及清瀬ニ群集セル人民悉ク出張所ニ来リ議員改革ノ願書ヲ出シタルニ付キ、出張所長代理ハ多衆強願ノ不可ナルコトヲ説諭シ、尚右願ノ趣ハ議員ハ人民ヨリ選舉シ、議長ハ議員ヨリ選舉シタルモノナレハ、出張所ニ關係ナキ旨ヲ懇諭シ、願書ヲ却下シタルニ、右総代及群衆ノ人民ハ殘ラス會議所議長清水常吉宅ヘ到リ、會議所會計上ノ事ニ付キ強談シタルヲ以テ、総代人ヲ警察署ヘ徵喚シ説諭シタルニ、人民ハ清瀬迄引退キタリ。翌九日、人民再清瀬ニ群衆シ、議長清水常吉ニ私曲アリト見做シ、強談スヘキ景況アリシヲ以テ、常吉ハ雇ヲ辞シ職務ヲ免セラレタリシカ、人民ハ常吉ヲ被告トシテ告訴状ヲ出シタリ。又同夜、人民総代ヨリ同島會議所創立以來、議員ノ議決上ヨリ成立シタル諸達取消ノ儀ヲ願出テタリ。同日、解散ノ事ヲ懇諭シ、翌十一日、人民一同退散シタル旨、同島出張所ヨリ通報アリタリ。

この事件発生当時、出張所長の御用掛南貞助は上京中で島には不在、所長代理は九等属南川将一であったから、この報告書はおそらく南川から東京府知事芳川顯正宛のものであったと思われる。<sup>(2)</sup>この文書の中にある「會議所」というのは、明治十五年十一月、出張所の勧誘で、島の自治機構として設けられたもので、公選の議員十五名で構成され

「村治上の協議権」をもち「共有儲蓄金穀」を管理していた。<sup>(4)</sup>議員から選ばれた議長は、前掲報告書にあるごとく清水常吉であった。<sup>(5)(6)</sup>議員の氏名はわからない。

この報告書は、強引な集団的圧力が出張所職員に加えられたというような調子では書かれていない。また暴行傷害あるいは器物損壊といった事態があったとは、全く云っていない。しかし、東京府はこの報告書にもとづき、事態を重視し、関係者一同を東京の警視庁あるいは東京始審裁判所へ告訴したものと思われる。<sup>(7)</sup>

それはともかく、この官報の記事は簡単であって、事件の内容は十分に把握できない。事件後、明治時代に出版された磯村貞吉「小笠原島要覧」、小笠原島誌纂、山方石之助「小笠原島志」などにそれぞれ事件の輪郭を伝える記事のあることは、前に述べたが、その中で、比較的詳しい「小笠原島志」の記述は次の通りである。<sup>(8)</sup>（句読点・手塚

四月八日、父島々民悉く清瀬に集り会議所議長清水常吉の職を褫ひ、総議員の任を解かしむ。是より先、島民一般東京府庁に請願し、その製糖器械を借る。官其運送費の納付を会議所に命じたるにより、会議所は島民に賦課し支出せんとせしに、島民は会議所保管の共有金を以て支弁せんことを主張せしも、議長依違其言に聴かず、よりて島民扇浦に集り会議所の帳簿に疑ありとし、其調査を為すべきに決し、委員として山崎太平、北川西之助、斎藤駿吉、吉野善之、川島卯八を挙げ、終に大会を興し、海を航して清瀬に屯集し、五名の委員、議長に就て其帳簿を検閲したるに、曖昧にして更に要領を得ず、依て委員等清瀬に帰り、之れを公衆に報告す、かくて島民挙りて皆議長の行為を不直なりとし、官に請ふて其職を解き、且会議所の組織を改むるに決し、委員等書を提して議長改選の事を請ふ。時に所長南貞助出京して在らず、九等属南川将一諭すに、会議所議長の更迭は公選にして官の関与する所に非ざるを以てす、よりて委員等、即夜清水常吉の宅に到り、島民を代表して其職を剥ぎ、更に清瀬に帰り、党衆と共に各議員の職を解かしめ、且昨年来、会議所の決議に依り儲蔵したる儲蓄金を分配し且同所の決議を以て発布したる布達類は悉く廃止せんことを官に請はんと決定し、四月九日、書面を以て其旨を述べしに、所長代理皆之を允し、令を掲げて其廃止を公示し、貯米は出金に依じて各自に配当せしむ、此日、委員等旧議長清水常吉が会議所建築の爲め、島民の寄附に係る金員を私消したる事実を摘発し、之を訴ふ。常吉為に拘留せらる。其後同人は受寄取財の科により重禁錮十五日の刑に処せられたり、かくて党衆は自己の意思を貫徹せしを以て、同十一日清瀬を解散す。此時判事応当融、判事補佐倉広則、検事補村井一英等島民

嘯集の報を聞き本島に臨検し予審廷を開き共犯者を審問し、終に其主犯山崎太平、北川酉之助等七名を逮捕せり(中略)

島民等十九年一月、東京重罪裁判所に於て兇徒嘯集犯を以て論ぜられ、山崎太平、北川酉之助、斎藤駿吉、吉野善之、川島卯八は首魁として懲役十年、富田伊三郎、奥山竹吉、岩田与三郎は従犯として懲役五年に処せられたり。太平等(岩田与三郎へ依罪 吉役中病死セリ)此裁判を不当とし大審院に上告し、依て更に横浜重罪裁判所に移されたる末、原審破棄となり、無罪の宣告を受け、放免せらる。

この記事でとくに注目すべきは、島民から糾弾、告訴された清水常吉が「受寄取財の科に依り重禁錮十五日の刑」に処せられたという記述である。このことは、私の知る限りでは他書には一切その記事がなく、また事件当時の新聞報道にも一切みえていないからである。

しかし、さらに詳しく事件そのものの内容を伝えているのは、明治十九年一月九日、東京控訴裁判所検事長加納謙から東京重罪裁判所長中沢重業宛に提出された次の公訴状である。<sup>10)</sup>

### 公 訴 状

東京府管轄小笠原島父島扇浦新森福吉弟同居群馬県上野国山田郡桐生新町三丁目三百十二番地平民無職業鳥取県因幡国喜多郡勝見村三百十二番地出生

山 崎 太 平

三十年十一月

同父島長谷居住平民農長野県信濃国更科郡松代町九百八番地出生

小 川 酉之助

二十四年十ヶ月

同父島扇浦居住静岡県駿河国駿東郡出河村三百四十四番地農工商兼業東京府四ツ谷坂町生

斎 藤 駿

同扇浦乙四番地居住平民酒商千葉県上総国夷隅郡上布施村出生

四十二年六月

吉野善之

三十四年五月

同小袋沢村居住平民大工職東京都南豊島郡内藤新宿生

川島助八

四十三年

同扇浦西町居住平民西洋物商東京府四ッ谷区麹町十三丁目出生

富田伊三郎

三十八年八月

同扇浦西町乙四番地平民農業伊豆国八丈島大賀郷村生

奥山竹吉

四十三年二月

同扇浦西町居住平民農業出生ノ地不詳

岩田与三郎

三十三年

夫レ小笠原島ハ東京府出張所ノ管轄スル所ニシテ其島費ヲ徴収シ諸規則ヲ設立セント欲スルトキハ先ツ該島会議所ノ決議ヲ採リ之ヲ施行シ来リタルモノノ如シ而シテ明治十七年五月中非常予備米儲蓄規則ヲ設ケ明治十八年四月一日ニ至リ其第二章ノ第三条ニ予備米ハ出願ニ由リ会議ノ決議ニヨリ原価ヲ以テ払下新旧入替スヘシトアリタルヲ予備米ハ世話掛リノ申出ニ依リ相当ノ代価ヲ定メ会議ノ決議ヲ採リ所長認可ノ上払下ケ新旧可入替ト修正シ其第六条ニ儲蓄世話掛日当ハ儲蓄集金ノ中ヨリ支出スル者ト云ノ一条ヲ追加シタルヲ以テ被告人等ハ島民ノ不利益トナシ同月七日父島扇浦扇玉為吉方ニ集会シ会議所創業以來其議員タルモノノ決議スル所一トシテ未ダ島民ノ幸福タルベキモノアラサルノミナラス土地人情ニ背キタル儲蓄法ヲ設ケ島費ヲ徴スル等ノ患者ヲ残スニ足レリ眼ヲ転シテ島内ノ状況ヲ見ルニ殖産僅カニ手ニ着テ民未タ生ヲ安ンセス転タ一般ノ疲弊ヲ来セリ此時ニ当テ之ヲ匡

救スルハ独リ其議員其人アルノミ其人ニシテ唯々島民ノ望ニ副ハサルノミナラス或ハ不正ノ所業ヲナスモノ有リ或ハ迂闊ニシテ  
 之ヲ知ラサルモノアリ或ハ知テ之ヲ責メサルモノアリ之ヲ放任シテ其蔽ヲ剪ラサレハ斧ヲ用ルノ時アルベシト論究シ終ニ議員ヲ  
 解職シテ會議ノ組織ヲ改メ儲蓄規則ヲ廢止シテ之ヲ各自ニ割戻シ又會議ノ決議ニヨリ頒布シタル達類ヲ全廢シ且現在議長清水常  
 吉ノ犯罪ヲ告發セント議定シ而シテ其目的ヲ達セント欲スルニ付テハ多衆ノ威勢ヲ藉ラサル可ラストテ富田伊三郎奥山竹吉岩田  
 与三郎ノ三人ハ島民一般囂集ノコトヲ担当シ山崎太平北川西之助斎藤駿吉野善之川島助八ノ五人ハ委員トナリ先ツ會議所ノ帳簿  
 ヲ取調ヘ其不正ノ行為ヲ摘發スベキノ任ニ當リタリ其翌八日委任五人ノ者扇浦ヨリ大村ニ來リ出張所ニ於テ議長清水常吉ニ面會  
 シ出納諸帳簿ノ披閱ヲ乞タルニ幹事立會ノ上ナラテハ之ヲ許シ難シト答ルヨリ幹事宮内多平呼寄ノ書翰ヲ得テ一先扇浦ニ引帰シ  
 其時已ニ伊三郎竹吉与三郎ノ囂集シ置タル數十人ニ對シ告ルニ常吉ト談判シタル願末ヲ以シタルニ衆皆激怒シテ大村ニ押寄ント  
 欲シ糧食ヲ備ヘ竹法螺ヲ吹キ押送船ニ乗シテ清瀬ニ上陸シ運輸會所ノ小屋ニ屯集シ以テ根拠ノ地トナシ更ニ其黨衆ヲシテ總代人  
 ヲ撰定セシメ右五人ノ委任又被選ニ當リ同日午后再び大村ニ赴キ小学校ニ於テ幹事二人立會ノ上議長ノ清水常吉ニ對シ出納計算  
 上ノ事ヲ質問シ又諸帳簿ヲ借り受ケテ清瀬ニ歸リ黨衆ニ向ヒ帳簿ノ不備計算上ノ不審ノ事等ヲ報告シ議員ヲ解職スヘキコトヲ議  
 定シタリ夫ヨリ議員改革願書ヲ造リ之レヲ以テ官吏ニ強迫シテ議長議員ヲ解職セント欲シ同日午后十時頃出張所ニ出願シ直ニ其  
 許否指令ヲ要求シ多衆ノ者亦之ニ隨行シ來リ出張所ニ喧鬧シ應接所ニ闖入シ以テ其務ヲ助ケルヲ成サシメタリ然ルニ出張所ニ於  
 テハ議員ハ島民ノ公撰ニ成立シ者ニシテ官ヨリ之ヲ命シタルモノニ非レハ之ヲ許否スルノ限ニ非ル旨ヲ説諭セラレテ一応出張所  
 ハ退散シタルモノノ一同ノ者又直ニ議長清水常吉方ニ押寄セ暴威ヲ示シテ脅迫シ其職ヲ剝ク旨ヲ通シ常吉ヲシテ一身ノ安危ニ係  
 ルヘキノ思ヲナシテ之ニ屈從セサルヲ得サラシムルニ至ラシメタリ然リ而シテ其翌九日午前二時頃清瀬ニ引上ゲ又更ニ各議員ヲ  
 召集メ其職ヲ解キタリ已ニシテ總代五人ノ者ハ議長清水常吉ハ會議所建築費ノ獻納ニ係ル金ニ円ヲ費消シタル犯罪アルニ因テ之  
 ヲ告發スヘント云テ黨衆一体ノ賛成ヲ得テ同日即四月九日午前十時頃之ヲ警察署ニ告發シテ即時ニ其取調ヲ求メ其取調ヲ為スニ  
 當テ其傍聴ヲ願出黨衆一体警察署内外ニ蟬集シテ雜沓ヲ極メ尋テ又午后十時頃ニ至リ喧鬧シ官吏ニ威迫シテ小笠原島民ノ如キハ  
 常食ノ儲モ相成リ兼テ儲蓄米ヲ為スカ如キノ度合ニ無之ニ付既ニ徵集ニ応シテ儲蓄シ有之非常予備米ハ島民ニ下ケ戻ラ受度又會  
 議所ノ議決ヲ採テ頒布シタル布達中最モ島民ノ不好シテ又更ニ益ナキモノアルカ故ニ夫等ノ布達ハ勿論會議所創立以來議決ニ成  
 立タル布達ハ總テ取消シ具度旨強願シ同夜遂ニ不得止シテ一時之ヲ採用スルニ至ラシメ其明日儲蓄米ノ下付ヲ受ケ之ヲ島民ニ分  
 賦シタリ如此ニシテ其要望スル所ノ目的ハ皆既ニ全ク遂ケ又官吏ノ説諭ニ隨テ四月十一日ニ至リ一同解散シタリ

以上所掲ノ事實ハ各被告人及証人中島蘆州喜多悦造<sup>(イ)</sup>参考人清水常吉宮崎長之丞<sup>(ロ)</sup>原熊太郎ノ予審調書中島喜多南川後藤山本ノ申立書紀野吉郎兵衛ノ見聞書出張日誌及ヒ被告人等ノ手ニ成リタル日誌二冊刑事参考簿各一冊議員召集ノ回章一通島民囑集ノ回章二通ニ依テ其証拠明白ナルヲ以テ小笠原島出張予審判事ハ其所為則兇徒多衆ヲ囑集シ官庁ニ喧鬧シ及ヒ官吏ニ強迫シ村市ヲ騷擾シタル者ニシテ總代五人ハ其首魁竹吉与三郎伊三郎ノ三人ハ其囑集ニ応シ援助シテ其勢ヲ助ケタルモノト認定シ刑法第三百十七<sup>(1)</sup>条ニ列記シタル刑ヲ以テ罰スヘキ重罪ナリトシテ東京重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ為タリ然シテ被告人等ハ之カ故障ヲ為シタルニ小笠原東京府出張所會議局ニ於テハ其理由ナシトシテ之レヲ棄却シ原予審終結ノ言渡ヲ認可シテ既ニ確定シタルモノナリ因テ及公訴候也

明治十九年一月九日

東京控訴裁判所

検事長 加 納 謙

東京重罪裁判所長

判事 中 沢 重 業 殿

後述のごとく、この事件は「犯罪事実なし」ということで無罪になっている。とするとこの公訴状が物語っている事件の内容の内、集団の威力を以て東京府出張所に事を強制したとしている点は、事実にあらずといわざるを得ない。そうした点を割引いてみれば、この公訴状は、相当程度まで事件の真相を伝えているものとみていい。ここで想い出されるのが、事件後八年を経て編さんされた前掲「警視庁史稿」の記事である。その記事に注目すべき指摘のあることは、前にも述べたが次の通りである。<sup>(12)</sup>(句読点・手塚)

小笠原島警戒ノ為メ、警視川幡清貞ヲシテ巡查二十名ヲ率ヒ之ニ赴カシム。

是ヨリ先キ、島民蜂起シテ東京出張所ニ逼リ會議所ヲ廢止シ、予備米ヲ各自ニ分散セシコトヲ強請ス。蓋シ會議長等島民共有

ノ金穀ヲ預管シ、其出納明瞭ナラス、島吏暗ニ會議長等ヲ庇護スル者アリ。故ニ此ニ至ル。而シテ此時所長南貞助東京ニ在リ、島吏上京シテ島民暴動ノ景況ヲ誇大ニ上申ス。内務省因テ之ヲ当該官衛ニ照会シ、裁判官等ヲ派遣シ、本庁モ亦其命ヲ奉シ警員ヲ派出ス。

會議所議長の不正に対する島民の摘発に対し、「島吏暗ニ會議長等ヲ庇護スル者」があったため、事態が益々紛糾し、さらに南出張所長不在のため、島吏が上京して事件を「誇大」に報告したというのが「警視庁史稿」の見解である。出張所からの報告は、前に引用し、内容がそれほどよい調子で島民の行動を糾弾したものではないことは、その際述べた通りである。それでもなお「誇大」な報告であったとするならば、事件の真相は余程軽微なものであったといわざるを得ない。裁判の結果が「無罪」であったのは、きわめて当然の結果とみるべきであろう。

(1) 明治十八年六月十一日・官報・四頁。

(2) 山方・前掲「小笠原島志」・二二六頁。

(3) 「顕要職務補任録」上・四六一頁。芳川知事は六月十三日に内務大輔に転じ、後任は渡辺洪基であった（前掲書・四六一頁）。

(4) 山方・前掲「小笠原島志」・三七一頁。

(5) 本文に引用した官報の記事によると、清水は「雇」と「議長」を同時に退任している。この「雇」は東京府出張所のことと思われる。とすると、清水は出張所の雇で議長を兼ねたのか、それとも議長に選ばれたことから、雇の職を与えられたのか、いま、どちらともわからない。

(6) 松本健一氏は「會議所の議員（十五名）の選出がほとんど官選にちかい方法によっていた」とか「官選的議員や議長」とか、または「清水は會議所の議長とはいふものの、はじめから出張所の職員だったのかも知れない。とすれば官吏が公選だといったのはほんの一時の言い逃れだったのか、あるいは議長のみは出張所の任命するところだったのであろう」（松本・前掲「孤島コミュニケーション論」・一六一頁、一七一頁、一七四頁）などと云われているが、議長、議員が実際上官選であったという証拠はなにもない。本文に引用した官報の記事にあるごとく「公選」説を、一応信用すべきであろう。

- (7) 本文に後掲の明治十九年十月廿六日・大審院判決中に「東京府知事の告発書」とある（本稿二九頁参照）。
- (8) 山方・前掲「小笠原島志」・二二六頁—二二八頁。
- (9) 清水が会議所の金銭を横領したことが、罪に問われたものと思われる。「受寄取財」というのは、明治十五年刑法第三九五条「受寄ノ財物借用物又ハ典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ処ス」の罪である。清水の刑は「重禁錮十五日」とあるから、「重禁錮一月」を「酌量減輕」「二等」で「重禁錮十五日」となったのであろう（刑法第七〇条、第九〇条）。因みに刑法第三九五条の場合のごとく、禁錮を主刑とするものは「輕罪」であるから（刑法第八条、東京府出張所が輕罪裁判所としてその処理に当たったものと思われる）。
- (10) 明治十九年一月二十七日、二十八日・郵便報知新聞。人名の誤りは、新聞記事の誤りである。
- (11) 明治十五年刑法（以下単に刑法と呼ぶ）第一三七条「兇徒多衆ヲ嘯集シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ為シタル者首魁及教唆者ハ重懲役ニ処ス其嘯集ニ応シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ処シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス」。
- (12) 前掲「警視庁史稿」卷一・四四八頁。

#### 四 裁判の経過と、その結末

次に事件発生以来、公訴状が提出されるに至るまでの事態の推移を辿り、さらに公訴状提出以後の裁判の進行状況を考察したい。

事件の発生は四月初旬であるが、交通不便の小笠原のこととて、東京に事件が伝えられたのは二カ月おくれの六月のはじめであったこと、さらにその時点で、東京府が告訴に及んだことはすでに述べた。かくして東京始審裁判所からは判事応当融、判事補佐倉広則、検事補村井一英、警視庁からは四等警視兼典獄川幡清貞、等外出仕原島金之助、巡查長片岡兎他巡查二十名、東京府からは四等属矢野湛、五等属牟田口宗六、九等属佐藤虎次郎、同岡村端が派遣さ

れることになった。<sup>(2)</sup> たまたまその頃、小笠原島に監獄設置の気運があり、内務省少書記官兼警視庁二等警視小野田元熙の派遣が決っていた。<sup>(3)</sup> また東京府出張所長の南が退任、その後任として御用掛立木兼善が決っていた。<sup>(4)</sup> 彼等一同は、明治十八年六月十日、横浜から矯竜丸に乗り小笠原へ向い、十五日に父島に到着した。<sup>(5)</sup>

東京から派遣された一行の島での行動について詳しいことは全くわからないが、推察すれば次の通りである。

まず警視庁から派遣された警察官によって関係者の一斉逮捕が開始されたが、数十名を収容する監獄設備はなかったと思われるから、重要容疑者だけが監獄に収容され、大部分は自宅に置かれたのであろう。そして警察官、検察官による取調が行われ、検察官の起訴により関係者を兇徒聚衆の重罪犯と軽罪犯に区別し、重罪犯については、応当判事、佐倉判事補による予審が行われた。<sup>(6)</sup> 軽罪犯については、予審が省略される場合もあるので、それが行われたかどうかはわからない。<sup>(7)</sup>

前節で述べたごとく東京府出張所は、軽罪裁判所としての権限をもっていたから、軽罪犯についてはその裁判所を開いて審理を行ったと思われるが、その衝に当たった裁判官が判事補を兼任していた出張所職員であったのか、<sup>(8)</sup> それとも東京から派遣の応当判事、佐倉判事補であったのか、あるいは両者全員が分担したのか、その辺の事情ははっきりしない。しかし、軽罪犯として罰金、科料に処せられた者が、三十九名居たことは確実である（本稿三三頁参照）。

また、重罪の予審で有罪と認定された者は、故障申立を行った。これに対し東京府出張所軽罪裁判所会議局は、それを審理し、「理由ナシ」としてそれを却下、<sup>(9)</sup> ここに予審は決定した。関係被告は、山崎太平、北川西之助、吉野善之、斎藤駿、川島宇八、富田伊三郎、奥山竹吉、岩田与三郎の八名である。彼等は東京重罪裁判所の裁判をうけるため東京へ護送されることになった。<sup>(10)</sup>

東京から小笠原へ赴いた一行の内、立木御用掛と東京府属官の矢野、佐藤、岡村と、警察庁の片岡巡査長以下巡査十五名は島に残り、他の者は全て七月一日に島を引きあげ、七月四日、品川に帰った。<sup>(11)(12)</sup>

その後、約六カ月を経た明治十九年一月九日、前掲の公訴状が提出され、愈々重罪裁判所の裁判開始が決定した。一月二十四日、郵便報知新聞は、次のように報じている（句読点・手塚、以下新聞記事同じ）。

小笠原島兇徒囂集事件は、東京重罪裁判所第一期第三号の公判に付せられ、開廷は明廿五日と定められ、其被告人は山崎太平、斎藤駿、川島卯八、北川酉之助、富田伊三郎、吉野善兵衛、奥山竹吉、岩田与三郎の八名にて、弁護人は小笠原久吉氏なり。

この公判の様子は、朝野新聞が詳しく次のように報道している。

○一月二十六日・朝野新聞

昨日、東京重罪裁判所に於て開かれたる兇徒囂集事件裁判長は中沢重業氏、陪席判事は川村応心、中御門経明の二氏、検察官は岡野正理氏にて、正午より開廷せり。弁護人小笠原久吉氏は予審調書を見るに、判事の間に他の者は斯く申立あるが如何とか、又は汝等の所為は兇徒囂集と認めざるを得ずとか云へることあり、是は治罪法第五百十條に其罪を白状せしむる為、恐嚇又は詐言を用ふ可からずとあるに違背せし者なれば、此儘にて公判を開くを得ずとて異議の申立てを為したが、判事は之を棄却し、山崎太平の審問を始めたり。山崎太平曰く、抑も今回の事たる被告等が砂糖搾器械を農商務省より五台借用したるに付、其入費卅円を上納せざる可らず、右に付会議所より其上納方を人民に督促すること度々なる故、被告等集會して相談せしに、是迄徴収せし金員にて会議所の管理内にある者殆ど百余円あれば、此内より上納する方宜しからん、元来、會議にて決議せしことは人民の不利益たる者多く、儲蓄米規則の如きも大に不都合の事あれば、夫れ是れ人民を集めて相談せんと、六七十名を集め、一同協議して清瀬に至り、同所より自分外四名のみ出張所に向き、近傍の小学校にて帳簿等を取調べたるに、決議録もなく日誌もなく、又議長に付て質問すれば、曖昧の事のみ申立て判然とせず、依て是等は議長の職分を尽さざる者故、議長等を解職せしめ、又其決議の取消しを出願したるに、許可の指令を得たれば、更に儲蓄米の割戻しを出願せしに、是亦許可になりたり。然るに其後に至り遂に縛せられて此に至れりと（中略―手塚註）

○一月二十七日・朝野新聞(続)

次に北川西之助の審問をなす。北川曰く、余等が縛に就きたるまでの顛末は、山崎の陳述にて略ぼ尽せり。只一言判事閣下の参考以供せんと欲する者は、當時米國汽船サンパブロ号の薪炭を求むる為め渡来し、島民に就て薪を求むるや、余等は嶋民と共に出張所に出現し、許可を得て同号の船長と一週間内に要求の薪を伐出すべきことを約定せり。然るに該船には支那人八百余人も乗組み居たれば、一日の滞在費は少小にあらざるより頻りに其伐採方を取急ぎ、遂に一噸に付五十錢宛の増金をなすことになり。然るに伐採後、出張所の官吏は右の金員百八十五弗は島民に送りしものにあらず、船長より我々官吏の勞に酬ゆる為め送られしものなりとて、官吏一同にて分配せられたりき。依て自分等は船長より送られたる書狀を証として種々官吏に迫りたるも、一向受付けられざれば、己むを得ず自分外四名が上京して船長の書狀を証とし其筋へ出願せんとせしかば、出張所の官吏等は共に恐れ遂に余等が行為を以て兇徒嘯集なりと告訴せられ、以て其不正を蔽ひたり。然るに其後、立木兼善氏が該島出張所長となり赴任せらるるや、同氏の清廉なる直に其不正を責めて、人民一同に割戻されたるは、我々の縛せられて獄中に繋がるに至るも猶欣喜して措かざる所なりと、夫より齋藤駿、吉野善之、川島助八、富田伊三郎、奥山竹吉、岩田与三郎と順次審問ありしが、山崎の陳述と同一なれば略して記せず、午後四時過ぎ閉廷せり。

○一月二十八日・朝野新聞(続)

廿六日前十時開廷す。裁判長は昨日に引続き審問をなす旨を陳べ、富田伊三郎より奥山竹吉、岩田与三郎、山崎太平、北川西之助、齋藤駿、吉野善之、川島助八と順次被告等が昨日陳述せし事實の要点に付、裁判長より訊問をなし、終て証拠物を取調べ、夫より証拠書類の朗読ありしが、時既に正午なるを以て一時休憩し、午後再び審問を開かれしに、山崎太平、北川西之助の二人より先刻朗読せられたる証拠書類は、中島蘆州、喜多悦造等より、余等は官吏を強迫し又は官庁に喧鬧したりと申立あるも、余等の所為に就ては決して右等の事實あるべき筈なければ、是れ全く余等がサンパブロ号より送られし金のこと付、其筋の裁可を受けんと出京せしを恐れ、斯くの如きことを構造して告発せられたる者なりと陳述し、且北川西之助よりは証人として右等の人々を召喚せられんことを請ひ、又齋藤駿よりはサンパブロ号より送られし欧文の書狀を取寄せられんことを請求したるに、檢察官は、是等のことは本件に無用なれば速かに棄却あるべき旨を陳べ、弁護人は被告等の罪とならざるとは、只官吏を強迫し、又は官庁に喧鬧したりと云ふ点にあり、然るに此の事たる被告等の陳述せざる所なるのみならず、被告等の行為上より見るも決して斯くの如き事実ありとは信ぜられざるに、独り証人のみ其事実ありと申立てしならば、証人を召喚して之を取調べら

るゝは最も必要の事なりと信すれば、速に召喚あらんことを望むと陳べしに、裁判長は陪席判事の意見を聞き、判決をなすべき旨を告げて退廷せられしが、間もなく出廷し、被告人の請求は本件の事実を確むるに必要なりと認めざれば、採用し難しと判決し、是れにて事実の審問を終りたり。依て檢察官は事実の論告をなして曰く、被告等に当然の手續を以て当然の事をなしたる者にして、決して官吏を強迫し、又は官庁に喧鬧せしことなしと云ふと雖ども、決して然るにあらず、被告等は実に公訴状にある所の行為をなしたる者なり。其証拠は公訴状に掲ぐる所を以て充分なりと、弁護人曰く、被告等の所為は決して法律の間ふ所にあらず、彼の多数の人々を集会したるが如きは、島中の習慣にて艱難辛苦のことある時は、相集りて其相談をなすは、古来珍らしからず、故にサンバプロ号の来りし時も、多数の人民相集会して之を相談せり。去れば法律に云ふ所の嘯集とか何とか云ふ如き竹槍席旗を以て強迫暴行し、多衆を集めたるものにあらず、又其集会するや其旨官庁に届出でたるが如き事実を挙げれば、着々被告等が法律を犯したことなきを証するに足るべしとて、檢察官の論告を不当なりと駁撃したるに、檢察官は之れに対して予審の調書中より被告等の判事の間に答へたる緊急なる点を指摘し、之れを反駁せられたるに、裁判長は取急ぐことありとて、檢察官の弁論中途にて閉廷せり。時に後三時三十分なり。

○一月二十九日・朝野新聞(終)

廿七日午前十一時開廷す。檢察官は昨日に引続き弁護人の駁撃に取掛らんとせしに、弁護人は其前一言申上げ置度ことありとて、前日被告等より請求せし証人呼出しの儀に付き再び治罪法第七十條及び同第二百八十六條に依り、是非とも御召喚ありたき旨を陳べしに、檢察官は事実の弁論に移りたれば治罪法第三百八十三條に依り証人として取調べをなすを得ずと駁せしが、裁判長は弁護人の駁撃に対し一々弁駁せしに、弁護人よりも又々駁撃ありて後ち、刑の適用に至り、檢察官は山崎太平以下五名は刑法第三百三十七條に依り重懲役に処し、富田伊三郎以下三名は其嘯集に応し勢を助けたる者なれば、輕懲役六年以上八年以下に処断すべき者なりと云ひ、弁護人は刑法第二條に拠り無罪の言渡しあるべき者なりと論ぜしに、裁判長は追て宣告さるべき旨を陳べて閉廷せり。時に午后二時なり。

この法廷では右報道によると、被告、弁護人と、檢察官、裁判長との間に、証人喚問を迫ってはげしい応酬があったが、結局、裁判長の訴訟指揮に押し切られたのである。

そして一月二十九日、東京重罪裁判所は被告全員に有罪をみとめ、次のような判決を宣告した。<sup>(17)</sup>

東京重罪裁判所宣告

群馬県上野国上田郡桐生新町三丁目三百十二番地平民東  
京府管轄小笠原父島扇浦新森駒吉方寄留

山崎 太平

三十年十一月

前同島長谷居住平民

北川 酉之助

三十四年十月

駿河国駿東郡玉川村三百二十四番地土族前同島扇浦寄留

斉藤 駿

四十二年九月

前同島扇浦平民

吉野 善之

三十九年五月

前同島小袋沢村平民

川島 卯八

四十三年

前同島扇浦西町平民

富田 伊三郎

三十八年八月

前同島同所平民

奥山竹吉

四十三年二月

前同島同所平民

岩田与三郎

三十三年

右山崎太平始メ八名カ兇徒聚集被告事件檢察官ノ公訴ニヨリ親シク被告人ヲ審問シ証拠物ヲ示シテ審判事カ蒐輯シタル各調書ヲ朗読シ檢察官ノ意見并護人ノ弁論等ヲ聴キ審理判決スル左ノ如シ

被告人等ハ明治十八年四月七日夜製糖器械代価上納方ニ付相談スヘクトテ同島内父島扇浦扇玉為吉方ニ集合シタル際兼テ在小笠原島東京府出張所ヨリ施行スル諸規則及同所會議所ノ議決等ニ不服ノ点アルヲ以テ其出張所ヨリ發布スル所ノ諸規則廃止議員改選ノ請願スルコトヲ約シ被告ノ内山崎太平北川酉之助齋藤駿吉野善之川島卯八ハ惣代人トナリ富田伊三郎奥山竹吉岩田与三郎ハ各村人民ヲ囑聚スルノ役ニ当リ其明日則明治十八年四月八日午前右惣代人山崎太平等出張所ニ至リ議長清水常吉ニ向テ會議所牒簿披見ヲ求メ置キ而シテ囑集シタル多数ノ人民一同食糧ヲ用意シ扇浦ヨリ押送り船ニ乘リ清瀬ニ上陸シ此所ニ衆民ヲ屯集セシメ右惣代人等再ヒ出張所ニ至リ會議牒簿ヲ借受ケ同所小学校ニ於テ幹事宮内多平ヲ立会ハシメ清水常吉ヲ問詰シ常吉答弁ノ曖昧ナル所アルヲ以テ人民ニ報シ此時前惣代人則被告山崎太平始メ五人ハ更ニ囑集人民ヨリ惣代ノ委任ヲ受ケ其日午后十時頃ニ至テ右惣代人始メ則チ被告一同囑集人民ト共ニ出張所ニ押寄官吏ニ対シ議員改革願書ヲ出シ而シテ清水常吉方ニ至リ同人ニ議長ノ任ヲ剝ク旨ヲ告ケ続テ各議員ヲ清瀬ニ呼寄せ其任ヲ解カシメ猶又出張所ニ押寄東京府九等属南川将一ニ迫リ會議所ノ決議ニナリシ諸達ヲ取消シ及ヒ予備貯蓄米下戻ヲ願ヒ即時其ノ指令ヲ為サシメ倉庫ヲ開キ米穀ヲ配当シ一面ハ清水常吉ニ係リ犯罪ノ事ヲ挙げ告訴シ警察掛リヲシテ即時訊問ヲ為サシメ囑聚人民傍聴ト号ケテ侵入シタリ

然ルニ被告人等ニ於テハ多数人民ハ皆清瀬ニ止メ惣代員ノミ出張所ニ入り官吏ノ自由ヲ妨ケズンテ指令ヲ得タルモノナリト弁護スレトモ囑集人民屯集地ト出張所トノ間僅ニ二十町余ノ距離ニシテ仮令一同出張所ニ押寄タルモノニ非ストスルトモ威勢ヲ示シタルノ情況自ラ明ナリ加之各官吏ノ申立ニ照セハ多数ノ人民ト共ニ出張所ニ迫リタル者ニシテ其達類取消貯蓄米取戻願ノ指令及清水常吉ノ審問ヲ要シタル時ハ皆夜間ニシテ官庁事務ヲ執ルノ時ニ非ルノミナラス即時ニ其処分ヲ為サシメタルハ是亦多衆ノ勢

ヲ示シタルノ跡明白ナリ

右ノ事業ハ東京府知事ノ告発状中島蘆州喜多悦蔵ノ予審調書南川将一ノ申立並ニ各被告人カ予審及当法廷ニ於テノ供状ニ照シ其証憑充分ナリトス

因テ之ヲ法律ニ照スニ山崎太平北川西之助齋藤駿吉野善之川島卯八ハ共ニ刑法第三百三十七條ニ依リ兇徒多衆ヲ嘯集メ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強迫シタルモノノ首魁タルヲ以テ重懲役ニ当ル其齋藤駿川島卯八ハ事情輕減スヘキ所アルヲ以同法第九十條第八十九條ニ照シテ一等ヲ酌減スヘキ者トス富田伊三郎奥山竹吉岩田与三郎ハ同條中其嘯集ニ応シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ処シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ストアルニ当ルヲ以テ同第六十九條ニ照シ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処スヘキモノトス  
右ノ理由ナルヲ以テ山崎太平北川西之助吉野善之ヲ重懲役十年ニ齋藤駿川島卯八ヲ輕懲役七年ニ富田伊三郎ヲ重禁錮五年ニ奥山竹吉岩田与三郎ヲ重禁錮三年ニ処スルモノナリ

但シ犯罪ノ用ニ供シタル書類ハ沒收ス

明治十九年一月二十九日東京重罪裁判所公廷ニ於テ檢察官検事岡野正理立会宣告ス

東京重罪裁判所

|     |    |                         |
|-----|----|-------------------------|
| 裁判長 | 判事 | 中 沢 重 業 <sup>(21)</sup> |
| 陪席  | 判事 | 川 村 応 心                 |
| 陪席  | 判事 | 中 御 門 経 明               |
| 書記  |    | 一 色 純 一                 |

この判決に対し、被告全員はそれを不服として直に上告を決意したようである。一月三十一日・郵便報知新聞は、昨今両日の公判欄内に掲載せる小笠原島兇徒嘯集の被告山崎太平始め八名は、其裁判に服せず、大審院へ上告する由なり

と報じ、さらに二月三日・同新聞は

小笠原島兇徒嘯集事件の公判既に決せしも、被告人等は其裁判に服せず、大審院へ上告する由なるが、右公判の景況等報告の爲め曩に上京したる同島人岡崎某、荒井某の兩人は、明後五日解纜の便船に搭し、一先つ帰島し、尚上告審問の節再び上京する旨

なりと、右兩人滯京中の費用は、同島民中より支弁する約束なるに、一度も送金せざるに付、兩人は非常に困難を極め、且つ今回の囚徒七名の家族等も同島民が養育する約束あれど、其辺も思慮なしとして一時帰島するに決せりと聞く。

とも報じている。

その後、時期ははっきりしないが、被告の内、岩田与三郎だけは上告を取り下げ、第一審判決に服罪、石川島監獄署に入監した。そしてその時期も明らかでないが、十九年十月の大審院判決が出される以前に、獄内でコレラのため病死している。

山崎太平等七名に関する上告審のことは、その後も時々新聞に報道された。例えば次の通りである。

○二月二十一日・朝野新聞

小笠原島兇徒嘯集事件の被告人は、先比開かれたる重罪裁判に服せず上告せしが、其趣意は島民の習慣に依り集会したるものにして、東京府出張所に迫る為め集会せしにあらずと云ふにありて、又同公判は来月上旬開廷せらるゝとの事

○四月六日・朝野新聞

小笠原島兇徒嘯集事件の山崎太平外六名の上告は、遠からず開廷せらるゝ由にて、其代言人小笠原久吉氏は、昨日より大審院にて書類の謄写を始めらる。

○四月十一日・朝野新聞

前号に記載したる小笠原島兇徒嘯集事件の上告代理人は小笠原氏一名なりしが、林利一氏を加へ二名にせられたりと。

○四月十六日・朝野新聞

小笠原島兇徒嘯集事件上告の公判は、昨日開廷の筈なりしが、都合に依り延期せられたり。

その後、公判は随分と延々となり、漸く十月に開廷された。正確な日時と回数是不明であるが、判決の言渡は十月二十六日であった。その判決文は、次の通りである。

明治十九年第五百三十七号  
宣告書

群馬県上野国山田郡桐生新町三丁目三百十二番地平民  
東京府管轄小笠原島父島扇浦新森福吉方

山崎 太平

明治十九年一月  
三十年十一月

前同島長谷居住平民

北川 西之助

同二十四年十月

静岡県駿河国駿東郡玉川村三百二十四番地  
前今島扇浦寄留士族

斎藤 駿

同四十二年九月

前同島扇浦平民

吉野 善之

同三十九年五月

前同島北袋沢村平民

川島 卯八

同四十三年

前同島扇浦西町平民

富田 伊三郎

同三十八年八月

前同島同所平民

奥山竹吉

同四十三年二月

右太平外六名が被告事件ニ付明治十九年一月二十九日東京重罪裁判所ニ於テ被告山崎太平北川西之助齋藤駿吉野善之川島卯八ハ兇徒多衆ヲ嘯集シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シタル者被告富田伊三郎奥山竹吉ハ其嘯聚ニ応シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ト判定シ山崎太平北川西之助吉野善之ハ刑法第三百三十七條ニ依リ重懲役十年ニ齋藤駿川島卯八ハ同條ニ依リ原諒スヘキ所アルヲ以テ仍ホ第九十條及第八十九條<sup>26</sup>ニ照シ一等ヲ減シ輕懲役ニ富田伊三郎奥山竹吉ハ同第三百三十七條中煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ処シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ストアルニ当ルヲ以テ同第六十九條<sup>27</sup>ニ照シ富田伊三郎ヲ重禁錮五年奥山竹吉ヲ重禁錮三年ニ処ス但犯罪ノ用ニ供シタル書類ハ沒收スト言渡シタル裁判ニ對シ被告七名ハ上告ヲ為シタリ而シテ山崎太平北川西之助齋藤駿吉野善之川島卯八ノ要旨ハ第一予審調書ハ詐言ヲ用ヒ被告人ニ白狀ヲ誘導シタルモノナレハ之ヲ以テ重罪ノ公判ヲ開クコトヲ得サルノミナラス裁判上証憑タルノ効ナキモノナリ故ニ異議ノ申立ヲ為シタルニ之ヲ却下シ該調書ヲ証拠トシタルハ不法ナリ第二被告等ハ公判開廷前五名ノ証人呼出ヲ請求シ且公判ニ臨ミ更ニ証人呼出及ヒ証拠物取寄セテ請求シタルニ採用セズ又治罪法第三百九十二條<sup>28</sup>ニ依リ反証ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知セサルハ不法ナリ第三被告等カ集會ノ際人民共有金出納帳簿閱覽ノ事ヲ約シタル迄ナルニ原裁判所ハ諸規則廢止及ヒ議員改選ノ請願ノ事ヲ約シタルカ如クニ事實ヲ構造シテ言渡ヲ為セシハ事實ノ理由不備ナルモノナリ第四原判文ニ富田伊三郎奥山竹吉岩田与三郎ハ各村民ヲ嘯集スルノ役ニ當リ 中略<sup>29</sup>而シテ嘯集シタル多數ノ人民一同食料ヲ用意シ云々トノミニテ如何ナル方法ヲ以テ嘯集シタルヤ毫モ其事實ヲ掲載セサルハ事實ノ理由不備ナルモノナリ第五原判文ニ其日午后十時頃ニ至テ云々トアリテ明治十八年四月八日午后十時頃ヨリ出張所ニ行キ議員改革願ヲ為シ清水常吉カ議長ノ任ヲ解カシメ其他數多ノコトヲナシタル如ク記載アルモ僅カ一夜間ニナシ遂クヘキ理由ナキノミナラス其昼夜ヲ區別セス特ニ議員改革願書ヲ差出シタルト而已アリテ其結果ヲ示サ、リシハ事實ノ理由不備ナリ第六原判文ニ一同人民カ清瀬ヨリ出張所ニ押寄せト云ヒ恰モ清瀬ニハ一人モ居ラサル如ク記載シナカラ其次ヘ直ニ各議員ヲ清瀬ニ喚寄せト記シタルハ事實ノ理由不備ナルモノナリ第七被告等ハ予備貯蓄米ノ下戻ヲ願ヒタルモ即時ニ其指令ヲ為サシメタルニ非ス且其受取ノ手續キニ於ルモ布達ニ基キ配當ヲ受ケタルモノナリ然ルニ原裁判所ニ於テ即時ニ願書ノ指令ヲ求メ或ハ被告等カ自ラ進テ倉庫ヲ開キ米穀ヲ配當シタル如ク判定セラレタルハ審理不尽ナリ第八被告カ清水常吉ノ犯罪ヲ告訴スルニ當リ警察掛ヲシテ即時訊問ヲ為サシメタルコト及ヒ傍聴ト号シテ侵入

シタルコトナキニ原判文ニ即時訊問ヲ為サシメ嘯集人民傍聴ト号シテ侵入シタリトアルハ事實理由不備ナリ第九被告等カ清瀬ニ集リタルモ暴威ヲ示サ、リシコトハ現ニ中島蘆州ノ調書ニ明カナリ然ルニ原判文ニ威勢ヲ示シタルノ情況自ラ明カナリトアリテ也集人民カ如何シテ威勢ヲ示シタルヤ其事實ヲ掲載セサルハ事實ノ理由不備ナリ第十被告等ノ所為ハ島地ノ慣習ニ因リ集合シテ総代人ヲ選ヒ事ヲ出願シタルニ過キス原判文ノ事實ヲ通覽スルモ人民ヲ嘯集シ暴動ヲ為シタル事實ノ説明ナキニ俄カニ刑法第三百七十七条ノ刑ヲ適用セラレタルハ擬律錯誤ナリト云ニ在リ

富田伊三郎奥山竹吉カ上告ノ要旨ハ第一乃至第十迄ハ山崎太平洋外四名カ論告スル所ト同一ニシテ其第十一ハ原判文ノ事實中被告等カ煽動シテ勢ヲ助ケタル事實理由不備ナルコトナシ是レ恰モ法律ノミヲ掲ケテ罪ヲ断定シタルハ一般ニシテ事實ノ理由ヲ附セラルモノナリト云ニアリ仍ホ被告ノ内北川西之助ハ二回弁明書ヲ差出シ前趣旨ヲ敷衍シ且原判文ニ犯罪ノ用ニ供シタル書類ハ没収ストノミニテ法律ノ正条ヲ掲ケサルハ不法ナリ又没収書類中小笠原島商法會議ノ日誌及ヒ東京府出張所ヘノ届書其他入費割合書ノ如キハ皆所有主アルモノナレハ還付スヘキニ之ヲ没収シタルハ不法ナリ又委任狀一冊ハ唯預リ置クトノミニテ何等ノ言渡ナキハ是亦不法ナリト擴張シ被告吉野善之富田伊三郎モ亦各弁明書ヲ差出シ前論旨ヲ擴張セリ

対手人原裁判所検事長加納謙ハ上告ノ理由ナキ旨ヲ答弁セリ

大審院ニ於テ治罪法第四百二十五条<sup>(30)</sup>ノ法式ヲ履行シタルニ代言人小島官吾小笠原久吉上野靖ハ各前趣旨ヲ擴張シ且原判文ニ各調書ヲ朗読シトアルモ予審調書ハ朗読セスシテ採用セルモノナレハ越權ナリ又重罪犯ハ常ニ拘束ヲ受クル者ナレハ公廷ニ出ル時ハ其拘束ヲ解キタルヤ否ヤヲ公判始末書ニ明記セサルヘカラス然ルニ公判始末書中明治十九年一月廿七日同廿九日ノ兩日其拘束ヲ解キタルコトヲ記載セサレハ兩日共拘束ヲ解カサルモノト云ハサルヲ得ス是亦越權ノ処分ナリト論弁セリ仍テ立會候事ノ意見ヲ聴キ之ヲ判決スルコト左ノ如シ

抑モ諸般ノ証憑ヲ取捨採択スルハ事實裁判官ノ職權ナリト雖モ苟モ其採テ断罪ノ資料ト為スヘキモノハ公廷ニ於テ朗読又ハ指示シテ被告ニ弁解セシメサルヘカラス何トナレハ其証憑ニ対シ更ニ意見ヲ陳述シ又ハ反對証ヲ提出スルモ知ルヘカサレハナリ今ヤ代言人ノ擴張論旨ニ依リ原判文ヲ閱スルニ其冒頭ニ予審判事カ蒐輯シタル各調書ヲ朗読シ云々トアルモ公判始末書ニ就キ之ヲ調査スルニ東京府知事ノ告発書中島蘆州喜多悦藏ノ予審調書南川將一ノ申立書平田石原ノ手続書ハ朗読シタルモ被告人太平善之等ノ予審調書ハ毫モ朗読シタル事跡ナシ然ルニ原裁判所ヘ之ヲ判文ニ掲ケ以テ断罪ノ要具ニ供シタルハ代言人論旨ノ如ク越權ノ所分タルヲ免レサルモノトス又原判文ニ富田伊三郎奥山竹吉岩田与三郎ハ各村人民ヲ嘯集スルノ役ニ當リ云々而シテ嘯集シタル

多数ノ人民一同扇浦ヨリ押送船ニ乗リ云々トアルノミニテ伊三郎竹吉等カ如何ナル方法ヲ以テ人民ヲ嘯集シタルヤ毫モ其事実理由ヲ明示セス直チニ刑法第三百七条ニ依リ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ノ刑ヲ適用シタルハ上告論旨ノ如ク事実ノ理由ヲ欠キタル不法ノ裁判ニシテ治罪法第四百十条第九第十一<sup>(32)</sup>ニ相当スル上告ノ原由アル者トス已ニ以上ノ二点ヲ以テ破毀ヲ認ムル上ハ其他各論旨ニ対シ一々弁明ヲ要セス

右ノ理由ナルヲ以テ治罪法第四百二十八条<sup>(33)</sup>ニ則リ原裁判ノ全部ヲ破毀シ更ニ適法ノ裁判ヲ受ケシムル為メ横浜重罪裁判所へ移ス者也

於大審院検事子爵加納久宜立会宣告ス

明治十九年十月廿六日

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 大審院第一局長 | 池田 弥一 | 印 |
| 大審院評定官  | 岡村 為藏 | 印 |
| 同       | 人見 恒民 | 印 |
| 同       | 河口 定義 | 印 |
| 同       | 栗山 政敬 | 印 |
| 裁判所書記   | 鈴木 愿治 | 印 |

この判決文により、法廷に実際に立会った弁護人は、小笠原久吉、上野靖、小島官吾の三名であったことがわかる。被告等が申立てた上告趣旨は十一項目、弁護人が申立てたそれは二項目であったが、その内、大審院が「上告ノ原由アル」と認めたのは、第一審の法廷で関係被告の予審調査の朗読がなかった点と、第一審判決が富田、奥山等が人民を嘯集したという場合の具体的方法を説明していない点であり、その他の上告趣旨については当否を認定していない。そして大審院の結論は、第一審判決を破毀し、事件を横浜重罪裁判所へ移すことであつた<sup>(34)</sup>。

翌二十年のはじめから開始された横浜重罪裁判所の公判の経過とその結末を、郵便報知新聞の報道によって辿れば、次の通りである。

○二月五日・郵便報知新聞

大審院に於て破毀せられ、横浜重罪裁判所へ移されたる小笠原兇徒聚衆事件に係れる山崎太平、北川西之助、齋藤駿外四名の公判は、裁判長原田判事、檢察官草野検事、弁護人林和一、小笠原久平の両氏にて、去月廿三日より二日間開廷せしに、小笠原島より二人の証人呼立を要する事となり、一時右公判を中止したりしが、弥々明後七日午前十時より開廷することになり。

横浜重罪裁判所は、横浜始審裁判所内で開かれる訴訟法上の裁判所であり、原田判事とあるのは、同始審裁判所判事原田種徳、草野検事とあるのは同裁判所検事草野宜隆である。二名の陪席判事の氏名は明らかでない。<sup>(37)</sup>

○二月九日・郵便報知新聞

横浜重罪裁判所にて公判中止となり居りし小笠原兇徒聚衆事件の被告人山崎太平外六名の公判は、予定の通り一昨七日午前九時四十分より開廷したり。同日も事実の審問のみにて閉廷し、尚ほ証人着港の上にて開廷することとなり、其期日は未定なりと。

○四月二十九日・郵便報知新聞

横浜<sup>(38)</sup>重罪裁判所に於て、久しく中止となり居りし小笠原兇徒聚衆事件の公判は、去廿七日開廷せり。同日は元小笠原島在勤東京府出張所長代理南川将一、十等属直井真澄、雇平田初の三氏証人として出頭し、東京府よりは八等属岡村瑞氏が傍聴せり。弁護人は林和一、小笠原久吉両氏にて種々審問弁論ありし末、被告人山崎太平外六名は無罪と言渡されたり。右に付き曾て同伴にて附和随行の廉を以て処刑を受けたる五十余名の者も上告を為すべしと云ふ。

この郵便報知の報道では、全員が無罪になった理由も明確ではなく、また「附和随行」者「五十余名」否、実際には後述のごとく三十九名であるが、彼等の「上告」の件もはっきりしない。すでに「上告」期限は切れている筈だからである。<sup>(38)</sup>あるいは「上告」というのは、後述の再審請求の意味かも知れない。

ところが、四月二十九日・毎日新聞は、その辺の事情を、やや明確に次のように報じている。

小笠原島兇徒聚衆事件の無罪 同事件の被告人山崎太平、北川酉之助、斎藤駿、吉野善之、川島卯八、富田伊三郎、奥山竹吉の七人は、代言人小笠原久吉、林和一両氏の弁護にて、去る二月二日より横浜重罪裁判所にて、十年の刑に処せられたるものに付、審問も余程詳密に涉り、一昨日新なる証人十三名の訊問も終了し、検察官は罪となるべき証拠充分ならざるに付、公訴権を放棄すと陳べ、弁護人小笠原久吉氏は本件は去る二月以来充分な審問に依りて、被告人等が東京出張所へ向ひ、議員の改革、議長長の告訴、布達類取消願、蓄穀米割戻し願等を、多人数にて為したるも暴行脅迫其他法律上嘯集の文字に適すべき行為毫も之れなく、刑法の刑裁を受く可き者に非ざることを弁じ、林和一氏は尚ほ詳密に右等の所為の罪とならざる事及被告人等が父母妻子一同の艱難に陥りたる事情を陳べしが、暫くありて法官は一同に對し到底罪となるべき証拠充分ならざるに付、無罪且放免を言渡されたり。尤も附和隨行したる者五十余名は、曾て輕罪裁判所にて処刑を受け、現に服役中なるが、此等の為には直に非常上告を為す筈なりと云ふ。

この毎日新聞の記事によると、横浜の裁判は二月二日より開かれたとしているが、前掲の郵便報知新聞の報道（二月五日）では、一月二十三日から開かれたとしている。どちらが正しいかはわからない。<sup>(41)</sup>それはともかく、この毎日新聞の記事により、横浜重罪裁判所の判決の結果だけは正確に判明する。即ち検察官が「犯罪事実なし」との立場から公訴権を放棄し、それがため裁判所が全員に無罪を宣告したのである。<sup>(42)(43)</sup>そしてまた、島の輕罪裁判所で、附和隨行として有罪が確定していた者（實際は五十余名ではなく三十九名）に對しては、大審院検事長の非常上告が行われる予定になったというのである。

検察官が「犯罪事実なし」とみとめるに至ったキメ手は、事件当時の東京府出張所長代理南川将一<sup>(44)</sup>およびその当時在島職員であったと思われる十等属直井真澄、雇平田初（この直井、平田の兩名が、前掲二月九日・郵便報知新聞の記事にある島より召喚されたという証人であろう）の証言であったと思われる。

また、「犯罪事実なし」ということで、検察官の公訴権拋棄によって、主犯の無罪が確定したからには、「附和隨行

者」として一審判決に服罪、刑が確定している者について、大審院検事長の非常上告<sup>(45)</sup>がありうることは当然であった。前掲毎日新聞の記事は、正しい推測を伝えたとみていい。

ところが、事件直後の明治十八年六月二十五日、島の東京府出張所の軽罪裁判で、「附和随行」者として罰金、科料の刑が確定していた三十九名は、この非常上告を待たずに、横浜重罪裁判所の判決の出た翌五月の二十三日、大審院に対して再審の請求を行った<sup>(46)(47)</sup>。その理由は、「犯罪事実なし」として主犯が無罪になったから、「附和随行」の者も当然に無罪であるというのである。

この訴に対し、大審院は同年十一月十八日、それを棄却した。大審院会議局の裁判長は第一局長代理評定官寛元治、陪席評定官は河口定義、土師経典、山本昌行、島田正三郎、書記は石阪義雄、立会検察官は検事名村泰蔵であった。却下の理由は二点、第一点は科料の刑は違警罪の刑であり<sup>(48)</sup>（刑法第九条）、それは再審の対象にはならない（治罪法第四三九条<sup>(49)</sup>）、第二点は罰金の刑は軽罪の刑であるから再審の対象にはなるが<sup>(50)</sup>（刑法第八条、治罪法第四三九条<sup>(51)</sup>）、しかし被告人の再審請求理由は、治罪法第四三九条に明示されている再審の原因に該当しない<sup>(51)</sup>、というのであった。この棄却理由は、治罪法の規定に照せば当然の帰結であり、全く疑う余地がない。しかも、この再審請求によって、非常上告の機会<sup>(52)</sup>は永久に失われた。三十九名の関係者は、採るべき措置を誤ったといわざるを得ない。彼等は非常上告を待つべきであったのである。

なお、そのほか、非常上告の対象になるかと思われた者が、もう一人いる。それは東京重罪裁判所の第一審判決に服罪して牢死した岩田与三郎である。ところが、彼に対して非常上告が行われた形跡は全くない。当時の検察当局の見解は、死亡した関係者に対しては非常上告はありえないと考えたのかも知れない。

明治二十二年二月十一日、明治憲法発布に伴う大赦令（勅令第二号）によって、多くの犯罪者が赦免された。刑法第一三七条の兇徒聚衆の罪に問われた者<sup>(53)</sup>も、その中に入っている。前述の岩田与三郎および「附和随行」者三十九名

も、当然に大赦の対象になった筈である。<sup>(34)</sup>

この大赦により、小笠原島兇徒聚衆事件に関する法律的措施は、全て完了したとみていい。

(1) 明治十八年当時、定期便は年四回であった(山方・前掲「小笠原島志」・二二五頁)。

(2) 小野田元熙「小笠原巡回略記」(明治十八年)・七頁。

(3) 小野田・前掲書・二頁。松本健一氏は、小野田もこの兇徒聚衆事件「取調」のために派遣されたようにいわれているが(松本・前掲「孤島コミュニケーション論」・一六〇頁)、小野田の派遣は、監獄立地事情の調査であって、事件とは無関係である。彼は前掲「小笠原巡回略記」の中で、事件には全くふれていない。因みに、松本氏は小笠原に設置が計画された監獄は、東京監獄の別房であるとし、「別房」の意味を分監のことと理解されているようである(松本・前掲「孤島コミュニケーション論」・一五七頁、一五九頁、一六六頁、一七四頁等参照)。しかし、「別房」というのは明治十四年の監獄則(太政官達第八一号)第三〇条「刑期満限ノ後頼ルヘキ所ナキ者ハ其情状ニ由リ監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ営マシムルコトヲ得」という者および明治十四年の刑法附則(太政官布告第六七号)第三二条「監視ニ付スル者住居ナク及引取人ナキ時ハ其期限内監獄中ノ別房ニ留置シ工業ヲ為サシメ又ハ使役ニ供ス住居遠地ニ在テ帰著スル資力ナキ者亦同シ」の者すなわちいわゆる「別房留置者」を収容する施設を指すのであって、監獄の一般的な分監のことではない。

(4) 小野田・前掲「小笠原巡回略記」・七頁。松本健一氏は「事件が内地に伝わるや否や……南貞助はその役を免ぜられた」(前掲「孤島コミュニケーション論」・一六頁)といわれて、あたかも彼が事件の責任を採って更迭されたように理解されているが、彼は直に外務省へ転じて香港領事に就任している(明治十八年七月「官員録」上・三一枚裏。領事の職は奏任六等官(府県でいえば、知事の下の大書記官に該当する)であるから、東京府準奏任の御用掛より上位であり、懲罰的な更迭とは到底考えられない。因みに、南はその後農商務省商務局次長などに就任、大正四年に逝去した(森谷秀亮「南貞助自伝」・宏徳院御略歴」・「新旧時代」昭和二年十月号・二七頁、三二頁)。

立木兼善は旧名林轍之丞、淡路の人、明治維新後、若松県権知事、福島県権知事、長野県権令、福岡県令などを歴任、明治八年四等判事に任ぜられて東京上等裁判所勤務、翌九年横浜裁判所長、十二年二月免官、十八年六月八日に東京府御用掛(準奏任、小笠原出張所長、十九年十一月小笠原島司、二十年二月免官、任警視庁二等警視(百官履歴)下・五一七頁以下、前掲「司法沿革誌」・五九七頁、中原英典「園田安賢履歴ノート」上・「警察研究」第四九卷六号・昭和五十三年・三二頁、三六頁―三七頁)。その後の経歴は不明であるが、福岡県令、横浜裁判所長を歴任した立木が、出張所長に任ぜられたのは、東京

府が、事件後の小笠原の施政を余程重視したためと考えられる。

(5) 小野田・前掲「小笠原巡回略記」・七頁、九頁。

(6) 本文に引用した「小笠原島志」の記事による(本稿一二頁―一三頁・参照)。なお、予審は軽罪、重罪を問わず、全て始審裁判所(軽罪裁判所)の所管である(治罪法第五四条)。

(7) 治罪法第一〇七条「検事犯罪ノ捜査ヲ終リタル時ハ左ノ手續ヲ為ス可シ……軽罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ予審ヲ求メ又ハ直ニ輕罪裁判所ニ其訴ヲ為ス可シ」。

(8) 東京府出張所の職員で、司法省職員を兼ねていた者は、前述のごとく判事捕が河出良二、十六等出仕が石垣永助と中島蘆州、十七等出仕が喜多悦蔵であったが(本稿八頁・参照)、あらたに島に派遣された東京府四等属矢野湛は判事補を、九等属佐藤虎次郎と岡村端は十六等出仕を兼ねていた(明治十八年八月「官員録」上・二三八枚裏、二三九枚表)。出仕は前にも述べたごとく書記の役を担当したと思われる。この司法省兼任者の増員は、多くの軽罪犯を島内で処理するためであったとみていい。

(9) 本文に引用した公訴状の記事による(本稿一六頁・参照)。なお、故障申立を裁く会議局は判事三名で構成される筈であるが(治罪法第二三六条、島では治罪法によらない特例が許されていたから(本稿八頁・参照)、どんな構成で行われたか明らかでない。

(10) 明治十八年七月八日・時事新報。

(11) 片岡巡查長と、巡查の大半が残留したのは、事件後の余波を警戒したためと思われる。この一行の帰京年月日は不明である。

(12) 松本健一氏は、判事一行が帰京してから府知事が告発を決定し、また被告が東京へ到着してからも予審が行われたといわれるが(松本・前掲「孤島コミュニケーション論」・一六六頁)。本文で述べたごとく予審はすでに島で終結済であるから、その後に告発があったり、また東京で予審が行われることはありえない。松本氏の記述の根拠は不明であるが、もしも新聞記事によるものとすれば、それは明らかな誤報である。

(13) 治罪法第一七〇条「予審判事ハ検事民事原告人又ハ被告人ヨリ証人トシテ指名シタル者ヲ呼出ス可シ(下略)」。

(14) 治罪法第二八六条「予審ニ於テ訊問シタル証人ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得(下略)」。

(15) 治罪法第三八三条「檢察官及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出シタル証人ノ氏名目録ハ開廷ヨリ一日前之ヲ被告人ニ送達スヘシ 被告人ノ請求ニ因リ呼出シタル証人ノ氏名目録ハ同上ノ期限内ニ書記ヨリ之ヲ檢察官ニ送致シ云々(下略)」。

- (16) 本稿一八頁註11・参照。
- (17) 明治十九年一月三十日、三十一日・郵便報知新聞。
- (18) 註16に同じ。
- (19) 刑法第八九条「重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得（下略）、第九〇条「酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス」。
- (20) 刑法第六九条「輕懲役ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処スルヲ以テ一等ト為ス（下略）」。
- (21) この判決直後の二月十三日、中沢判事は徳島始審裁判所長へ転出した（前掲「司法沿革誌」・六七三頁）。松本健一氏は、この更迭を「左遷」と推定されている（松本・前掲「孤島コンミューン論」・一六八頁。「重罪裁判所長」が「始審裁判所長」への転出を、松本氏は降格と考えられたようである。しかし、両者は比較の対象にはならない。「重罪裁判所」は訴訟法上の裁判所名であるのに対し「始審裁判所」は官制上の裁判所名であり、次元が異なる。中沢判事の官制上の裁判所における地位は、東京控訴裁判所のヒラの判事であり、明治十八年八月現在でみると、十六名の判事中六番目、なお、川村判事は八番目、中御門判事は十五番目である（昭和十八年八月「官員録」・二〇〇枚裏―二〇一枚表）。控訴裁判所の判事（所長は別である）と、始審裁判所長はほぼ同格であるが、管理職という意味では、始審裁判所長が上位ともいえる。中沢の転出は、寧ろ榮転である。
- (22)(23) 明治十九年十月二十七日・朝野新聞。
- (24) 最高裁判所保管の判決正本による。明治十九年十月二十七日、二十八日・朝野新聞に掲載されている大審院判決文には、一部に誤記がある。
- (25) 本稿一八頁註11・参照。
- (26) 註19・参照。
- (27) 註20・参照。
- (28) 治罪法第三九二条「裁判長ハ前条ノ訊問ヲ終リタル後証憑ヲ差出スニ從ヒ其証憑ニ付キ弁解ヲ為シ且自己ノ利益ト為ル可キ反証ヲ差出スヲ得可キコトヲ被告人ニ告知スヘシ」。
- (29) 本稿一八頁註11・参照。
- (30) 治罪法第四二五条「開廷ノ日ニハ公廷ニ於テ專任判事其報告書ヲ朗読ス可シ 検事長及ヒ代言人ハ各其趣意ヲ弁明ス可シ（下略）」。

- (31) 治罪法第二六五条「被告人ハ公廷ニ於テ身体ノ拘束ヲ受クルコトナシ(下略)」。
- (32) 治罪法第四一〇条「檢察官及ヒ被告人ハ予審又ハ公判ノ言渡ニ対シ左ノ場合ニ於テ上告ヲ為スコトヲ得(中略)九事實及ヒ法律ニ依リ言渡ノ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アル時 十一越権ノ処分アル時(下略)」。
- (33) 治罪法第四二八条「大審院ニ於テ予審又ハ公判ノ言渡ニ対スル上告ニ付キ破毀ノ原由アリトスル時ハ其言渡ノ全部ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スノ言渡ヲ為スコシ(下略)」。
- (34) 松本健一氏は「大審院は原判決を破棄し、裁判差戻しを命じ、審理を横浜重罪裁判所に移した。東京の裁判を横浜に移したことの理由は不明である。ただ、この上告にさきだつて、この事件の裁判長だつた東京重罪裁判所第一期裁判長の中沢重業が、徳島始審裁判所所長へと更迭されている。これはおそらく左遷であらう(この点については註21・参照―手塚註)。この左遷の原因がこの事件の有罪判決と関係あるのかどうか、あるいは、この左遷をめぐる事情が裁判所が東京から横浜に移ったことと関連をもつのかどうか、それは否として知れない」(松本・前掲「孤島コンミュニオン論」・一六八頁)といわれている。
- 大審院が判決を破毀移送する場合、「原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ定示ス可」きことは、治罪法第四三三条の明記するところ、この場合、横浜へ移送したことは、その規定に従つたまでのことであり、松本氏の指摘のように「理由は不明」ではない。また、そのことと中沢判事の転任とは何の関係もない。松本氏の見解は、著しい誤解である。
- (35) 松本健一氏は「横浜重罪裁判所の再審では、小笠原にかわつて林和一が弁護人となつた」(松本・前掲「孤島コンミュニオン論」・一六八頁)といわれるが、これも誤りで、小笠原も林と共に弁護を担当したのである。
- (36) 明治二十四年四月「改正官員録」甲・一四一頁表。
- (37) 当時の横浜始審裁判所には、所長の判事岡村輝彦、原田判事をのぞき、他の判事として平田小三郎、入江鷹之助、寺尾亨、小野衛門太、山本守時の五判事が在職していた(註36に同じ)。この中の二名が陪席判事であつたと思われる。
- (38) 治罪法第四一四条により「上告ノ期限ハ三日」であるから、島の輕罪裁判所で右有罪判決をうけたと思われる附和随行者の上告期限は、すでに切れた筈である。
- (39) 全員が「十年」の刑に処せられたわけではない。その点、誤報である(本文に引用の東京重罪裁判所の判決、本稿二五頁・参照)。
- (40) 三名の誤りであらう(本文に引用の四月二十九日・郵便報知新聞の記事・参照)。
- (41) 毎日新聞とはほぼ同様の報道をしている四月二十九日・時事新報の記事も「二月二日」説を採っている。
- (42) 当時の新聞報道で、横浜重罪裁判所の判決文を掲載したものは、私の知る限り見当たらない。当時の判決原本は、横浜地方

裁判所検事局に保管されていた筈であるが、関東大震災の折、同裁判所は全焼したので、判決原本は焼失したものであると思われる。

(43) 検察官が公訴を抛棄しても、裁判所は「相当」の判決を下すべきものとされていた（治罪法第三〇一条）。

(44) 事件当時の所長代理の南川は、予審においてもまた第一審裁判においても証人にはなっていない。僅かに彼の「申立」書が、第一審裁判の証拠に採用されている（本文に引用の第一審判決文参照）。東京府出張所から府知事宛と思われる第一報が南川の執筆と思われること、その内容は住民の行動をそれほど強く非難したものではないこと、さらにそれをしも「警視庁史稿」は「誇大」な報告とみとめていたことなどは、すでに本文中で述べた通りである（本稿一頁、一七頁・参照）。証人として横浜の法廷に臨んだ南川は、こんどは「誇大」でない証言を行ったものと推察される。

(45) 治罪法第四三五条「法律ニ於テ罰セサル所為ニ対シ刑ヲ言渡シ又ハ相当ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ定期内ニ上訴スル者ナクシテ其裁判言渡確定シタル時ハ大審院検事長ヨリ司法卿ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ非常上告ヲ為スコトヲ得非常上告アリタル時ハ原裁判言渡ヲ破毀シ大審院ニ於テ直チニ裁判言渡ヲ為スコシ」。

(46) 明治二十年十一月十八日・大審院判決（明治二十年甲第一四八七号・再審）正本（最高裁判所蔵）による。以下、再審に關する記述はすべてこの判決文による。

(47) 彼等には刑法第一三七条後段（本稿一八頁註11・参照）が適用され、罰金二円五十銭は和田謙蔵、服部初太郎、佐々木通右衛門、遠藤直次郎、野瀬村三郎、田仕兵三郎、和栗萬作、平井貞蔵、民輪卯兵衛、長田力蔵、岩楯梅吉、小田秀吉、柴田直良の十三名、その内、和栗萬作は再犯加重で罰金二円の四分の一増。罰金二円は石井源五郎、川本高治郎、北原久左衛門、塚本半蔵、矢本馬蔵、橋本喜三郎、長谷川常三郎、沖山勇松、砂岡伊之吉、山本由松、高橋常吉、河原竹次郎の十二名、科料一円は浅井小兵治、梅田善八、長谷川治郎吉、松崎松之助、小俣与兵衛、飯田作右衛門、小林彦九郎、新森福吉、奥山良吉、小島治太郎、新戸知之介、弓場弥市郎、菊池助次郎、沖山彦吉の十四名、この十四名は罰金二円の二等減で科料一円になっている（刑法第七〇条「禁錮罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本条ニ記載シタル刑期金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト為シ（下略）」）。罰金は輕罪の刑であるが、科料は違警罪の刑である（刑法第八條、第九條、註48、50・参照）。

以上が「附和隨行」者三十九名に対する第一審判決の内容である（前掲再審判決正本による）。

(48) 刑法第九條「左ニ記載シタル者ヲ以テ違警罪ノ主刑ト為ス 一拘留 二科料」。

(49) 治罪法第四三九條「再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ対シ被告人ノ利益ノ為メ之ヲ為スコトヲ得 但裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス 一人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタル後其言渡ノ日ニ當リ殺サレタリト認メラレシ者現ニ生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタルノ確証アリタル時 二同一ノ事件ニ付共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者

アリタル時 三犯罪アル以前ニ作リタル公正ノ証書ヲ似テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ証明シタル時 四被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタル時 五公正ノ証書ヲ以テ訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤ナルコトヲ証明シタル時。違警罪が再審の対象にならないことは明白である。

(50) 刑法第八條「左ニ記載シタル者ヲ以テ輕罪ノ主刑ト為ス 一重禁錮 二輕禁錮 三罰金」。  
(51) 註49・参照。

(52) 治罪法第四三五條の非常上告の場合（註45・参照、「上訴」があつた場合には、非常上告は行いえない。再審の請求は「上訴」の一種である（井上正一「日本治罪法講義」下巻・明治二十三年・一二六頁）。

(53) 明治二十二年二月十一日・勅令第一二號・第一條「本令發布以前ニ於テ左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス」。そして同條の第四項の中に刑法第一三七條が入っている。

(54) 「官報」の明治二十二年三月二日号より三月十一日号に至る六回に亘つて、大赦になつた者の氏名を掲載しているが、その三月十一日号には「未完」とあるにもかかわらず、理由はわからないが、その後の号には連載が中止されている。發表された氏名の中には、小笠原兇徒聚衆事件関係者は見当らない。しかし、大赦をうける罪名の中に刑法第一三七條が入っているからには、例外はない筈であるから、小笠原兇徒聚衆事件関係者が大赦になつたことは、確實とみていい。明治二十年二月十二日・時事新報が報ずる大赦関係事件の中にも「小笠原兇徒聚衆事件」が明記されている。松本健一氏は、主犯が無罪になつたことから、この時事新報の記事を誤りとされているが（松本・前掲「孤島コンミュニオン論」・一六九頁）、同氏は「附和随行」者三十九名と岩田与三郎の件を見落されているのである。

## 五 むすび

前節で詳述したごとく、この事件は、島の東京府出張所の係員の誇大な報告——警察官もない島のこととて、係員が狼狽したのも止むをえなかつたかも知れないが——に驚いた東京府が、事態を必要以上に重視して告発にふみ切り、島を訪れた予審判事も十分に騷擾の内容を究明しないまま主犯の予審を終結、そしてまた東京重罪裁判所もそれ

をそのまま支持して関係者を有罪にしたが、結局、大審院の冷静な判断により移送された横浜重罪裁判所の無罪判決を以て解決したのである。云わば、この兇徒聚衆事件は幻の空中楼阁であった。

この事件が勃発した当時の島の実態は、どんな状況であつたのか。事件直後、島を訪れた小野田元熙は、その見聞を次のように述べている。<sup>(1)</sup>

住民ハ内地移住民及帰化人ヨリ成リ立チ、移住民ハ近來稍其數ヲ増スト雖モ、常ニ内地ニ往來シ出入定マリナキヲ以テ、殖産興業等、前途永遠ノ經營ヲ為スモノ渺ナシ（中略）。而シテ内地移住民ハ伊豆七島ノ人其半ハニ居リ、就中、八丈島ノ者尤多シ。其他諸島ノ人多クハ内地ニテ産業ヲ失ヒ、失敗破産頗ルニ地ナキノ人民ニシテ、資金ハ勿論、航海費ト雖、容易ニ弁償シ得サル者ナルガ故ニ、移住スト同時ニ糊口ニ奔走スルニ迫アラズ、焉ンゾ資金ヲ擲ケ、開墾ニ従事シ、遠大ノ事業ヲ計画セントスル如キ者アラシヤ。偶々奮勵事ニ従フモノアルモ、傭夫ノ賃銀一日一人金三拾錢以上ノ高価ナルカ為メニ、損益相償ハス、半途ニ沮喪シ、一旦着手ノ土地モ再ヒ荒蕪ニ委シ、遂ニ農事ニ従フモノナキニ至リ、其局單ニ天産物ニ依賴シ、或ハ外国船ノ入港ヲ待ミ、専ラ僥倖ノ利ヲ攫セントスルモノノ如ク（中略）、其職トスル処更ニ一定セス、或ハ山ニ入テ採樵シ、或ハ海ニ出テテ漁獵シ、或ハ耕作牧羊等、唯僅カニ口ヲ糊スルニ止マルノミ（下略）。（句読点・手塚）

当時、島へ移住した人々が、いかに経済的に困窮状態にあつたかがわかる。そうした状況のもとで、島の自治組織である会議所の公選議長が公金を着服、また公選議員も十分に住民のための行動を採らなかつたことを不満とした一般住民が、東京府出張所の係員に、議長の糾弾そしてまた儲蓄米の分配などを要請したところ、自治体組織内部の問題として解決を拒絶されたので、住民自からの行動でその目的を達した。その際、刑法第一三七条に云う「兇徒多衆ヲ嘯集シテ官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾」するが如き状況ではなかつたというのが、この事件の真相といえよう。東京府出張所も、一般住民の議長に対する告訴だけは採りあげた。横領の罪で処罰している。

松本健一氏は「この事件こそが自然発生的民権思想に立脚した行動だった」「かれらは官選的議長や議員を解任して、かれら自身の意思統一のうえに闘争を構築した……かれらは官選的会議所に対峙するのに、プリミティブな直接民主制をもってした」<sup>(2)</sup>とか、あるいは「事件は、島びとたちが生の闘争を徹底させることによって、島国共同体を構築するような方向性を探りだし、その方向にむかって集団の統一性を体現した」「諸変革の発想の基準はすべて、島民のためというにあったが、その徹底化によって官選的会議所を民選議会にまで組換える方向を指し示したのである。……この諸変革のめざす方向こそ島国共同体の構築にはかならなかった」<sup>(3)</sup>といわれている。松本氏の見解は、議長と議員が「官選」であったことが前提となっているが、前にも述べたごとく（本稿一七頁註6・参照）、それを立証する根拠は全くない。この事件は、住民が自ら選んだ議長や議員の行動が、住民のために機能しなかったので、それを肅正したということであり、とくに本土国家の権力に反撥し「島国共同体を構築」するというような企図があったとは思われない。<sup>(4)</sup>

また松本氏は、小笠原島における徴兵制の実施と、この事件の無罪判決との間になんらかの関連があるものと推理されている。すなわち、国家「権力はこのような事件のおこる小笠原を恐怖し」「小笠原に徴兵制を実施するためには、どうしても兇徒嘯集事件の無罪釈放が不可欠だったのではないか」<sup>(5)</sup>といわれるのである。しかし、大審院さらに横浜始審裁判所の判事が、徴兵令の施行というがごとき、<sup>(6)</sup>政治的判断を考慮して、この事件の審理に当たったとは、到底考えられない。松本氏の思い過しであらう。

この事件は、結局は「無罪」として解決したが、しかし、被告となった関係者の精神的、肉体的苦勞そしてまた財政的負担は、<sup>(7)</sup>きわめて大きかったにちがいない。その点では、余りにも大きな犠牲が払われたといえる。とくに、岩田与三郎の獄死は、償うことのできない損失であった。この事件を通じての唯一の救いは、大審院そしてまた横浜重罪裁判所が、事実の深奥を見究め、無罪判決を与えることによって、わが司法権が厳格、公正に機能していることを

挙示したただけであらう。

- (1) 小野田・前掲「小笠原巡回略記」・二五頁―二六頁。
- (2) 松本・前掲「孤島コミュニケーション論」・一七一頁―一七二頁。
- (3) 松本・前掲書・三〇七頁―三〇八頁。
- (4) 明治二十年六月二十八日・東京府達無号によって会議所規則は廃止されたが、その際の東京府出張所の上申に「明治十六年九月第八百九十一号ヲ以テ当小笠原会議所規則制定相成実施致来候処一昨十八年島民騒擾解散以来数回ノ選挙会ヲ開クモ僅々十余名ノ外都テ承諾状ヲ呈出スル者ナク今後数回ノ投票ヲ為サシムルモ到底開会ノ場合ニ至ラサルハ必然ノ儀云々」とある（前掲「小笠原島制規類聚」・一〇九頁）。議員を選出することに賛成する者がすくないというのであらう。このことは、住民の「島国共同体」意識の稀薄を物語っているのではなからうか。因みに、会議所に代わるべき「村寄合」の規則が作られ、公選の「村民総代」が選ばれたのは、明治二十九年一月であった（山方・前掲「小笠原島志」・三七一頁以下）。
- (5) 松本・前掲「孤島コミュニケーション論」・三〇七頁―三〇八頁。
- (6) 松本健一氏は、「徴兵令」そのものがストレートに明治二十年当時、小笠原島に施行されようとしていたものと、理解されているようであるが（註5に同じ）、その後、小笠原島に「徴兵令」は施行されていない。明治十六年十二月二十八日・太政官布告第四六号の改正徴兵令の附表「軍管区表」に、小笠原島は入っていない。さらに明治二十二年一月二十二日・法律第一号の改正徴兵令第三三条には、「本令ハ北海道ニ於テ函館、江差、福山ヲ除クノ外沖繩県並東京府下小笠原島ニハ当分之ヲ施行セス」とあり、明治二十年当時、小笠原に徴兵令が施行されていなかったことは、明白である。しかし、明治十九年十一月三十日・勅令第七三三号で、明治十六年の前掲徴兵令の一部改正が行われた際、その第八条三項に「警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壮丁ハ悉皆之ヲ警備隊ニ充テ諸地内ニ於テ服役セシム」の条項が追加され、さらにまた同日・勅令第七五号で警備隊条例が制定され、その第一条には「小笠原島佐渡隠岐大島沖繩対馬ノ諸分営ニ漸次警備隊ヲ置ク」と定められた。そして翌二十年二月五日・陸軍省令第三号で警備隊兵卒の入営日が、「第一次十二月一日―十日、第二次六月一日―十日」と定められた。これにより愈々小笠原島に警備隊が置かれ、同地の壮丁の徴兵が予定されたものと思われる。同年四月十三日・時事新報が「東京鎮台後備軍司令官石本歩兵中佐及び東京府兵事課吏数名は……弥々来る十四日を以て小笠原島に出張し本年より徴兵実施に付心得違無き様夫等の主意を懇諭する都合なるよし」と報じているのは、這般の状況も述べたものと思われる。しかし、実際にはその二十二年に、小笠原島には警備隊は設置されず、したがって壮丁の徴兵も行われなかったと思われるふしがある。というのは、

翌明治二十一年五月十二日・勅令第三二号で定められた陸軍管区表には「警備隊設置迄ハ東京府小笠原島ハ麻布大隊区ニ属ス」とあり、その頃にまだ警備隊が設置されていなかったことは確実だからである。警備隊条例は、明治二十九年十二月九日・勅令第三八五号で廃止されたが、それまでの間に小笠原に警備隊が設けられた形跡はない。因みに私は、小笠原に「徴兵令」が完全に施行された年月日を、いまのところ残念ながら確認しえない。

(7) 大赦になった場合も、すでに支払われた罰金、科料は還付されない(明治二十二年二月十一日勅令第一二号・前掲大赦令第四条)。

後記 本稿起稿に際し、草山巖氏(兵庫の郷土史家)、原田弘氏(東京の郷土史家)、東田全義氏(慶應義塾図書館)、楠精一郎氏(高崎経済大学)の御支援をうけた。その学思を謝す。

(五月十二日稿)

追記 明治二十年五月三十一日・朝野新聞は「小笠原島兇徒嘯集事件の山崎太平外<sup>（外五名）</sup>五名は、無罪となりしを以て、附帯犯者のことに付、大審院検事長は非常上告をなせしかば、同院会議局にては目下審理中なりと云へり」と報じている。この報道が正しいとすれば、附帯犯三十九名に対して一旦は非常上告手続が開始されたが、被告らの再審請求(上訴)によって、その手続は中絶したものと思われる(六月二十四日記)。